

佐世保市教育振興基本計画(第4期) (素案)



令和6年3月

佐世保市教育委員会

目次

はじめに	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題	5
1 幼児期の教育及び学校教育における現状と課題	4
2 青少年を育む環境における現状と課題	15
3 生涯学習における現状と課題	18
5 人権における現状と課題	23
6 文化財における現状と課題	25
第2章 佐世保市の教育施策	27
1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの 基本理念及び目標	27
2 教育政策にかかる基本方針について	29
3 佐世保市教育方針が示す理念	30
4 佐世保市教育方針が求める具体的対応	31
第3章 佐世保市が取り組む施策	33
《佐世保市教育振興基本計画(第4期)》	
(教育政策)	34
《第4期における主要な取組》	38
【施策1】学校教育の充実	39

施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
【施策2】豊かな心を育むまちづくり	…	51
施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
【施策3】生涯学習の充実	…	58
施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
【施策を支える包括的な事務事業】	…	66
(子ども未来政策)		
【施策3】幼児教育・保育の充実	…	72
施策の目標、今後の方向性・事業展開、構成する事務事業		
※第7次佐世保市総合計画における子ども未来政策に合わせ、「施策3 幼児教育・保育の充実」としています。		
第4章 中長期視点での展開について	—————	76
1 新たな「学校改革」ステージへ	…	76
2 豊かな心を育むまちづくり	…	77
3 生涯学習の充実	…	78
第5章 計画の進捗管理	—————	81
資料編	—————	82
用語の解説	…	82
佐世保市教育振興基本計画(第4期)	…	
策定検討委員会委員名簿	…	
佐世保市教育振興基本計画(第4期)	…	
について(答申)	…	

はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

本市教育委員会では、教育基本法の改正を機に、佐世保市教育方針の実現に寄与することを目的として、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画である「佐世保市教育振興基本計画」を策定しました。

〈教育基本法〉平成18年12月改正

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定状況

本市教育振興基本計画の性格としては、本市総合計画の教育分野の活動計画と位置付けています。また、計画に記載している内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化に伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものとしています。

これまで、第1期を平成21年3月（平成21年度～24年度計画）に、第2期を平成25年3月（平成25年度～令和元年度）に、第3期を令和2年3月（令和2年度～令和5年度）に策定しています。

(2) 佐世保市教育大綱について

平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなり、本市においても、平成27年9月に「佐世保市教育大綱」を策定し、令和5年10月に改定をしました。

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉平成27年4月改正

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

佐世保市教育大綱

改定版(概要)を載せる

(3) 計画の位置づけ

本市教育振興基本計画と、施策の目標や施策の根本となる方針を定めた佐世保市教育大綱とは、連動したものと位置づけています。

i) 第7次佐世保市総合計画について

本市では、様々な社会情勢の変化に対応すべく、令和2年度から令和5年度までを前期計画期間、令和6年度から令和9年度までを後期計画期間とした「第7次佐世保市総合計画」(以下「第7次総合計画」とします。)を策定しています。

ii) 国の「第4期教育振興基本計画」について

また、国においては、令和5年度に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話ことを目指すこととしています。

国の「第4期教育振興基本計画」を参酌し、第7次総合計画の活動計画として、その更新に合わせ、今回、改めて現状を分析し、その課題に適切に対応するため「佐世保市教育振興基本計画(第4期)」(以下、「本計画」とします。)を策定し、佐世保市教育方針の実現に寄与するよ

う示すものです。



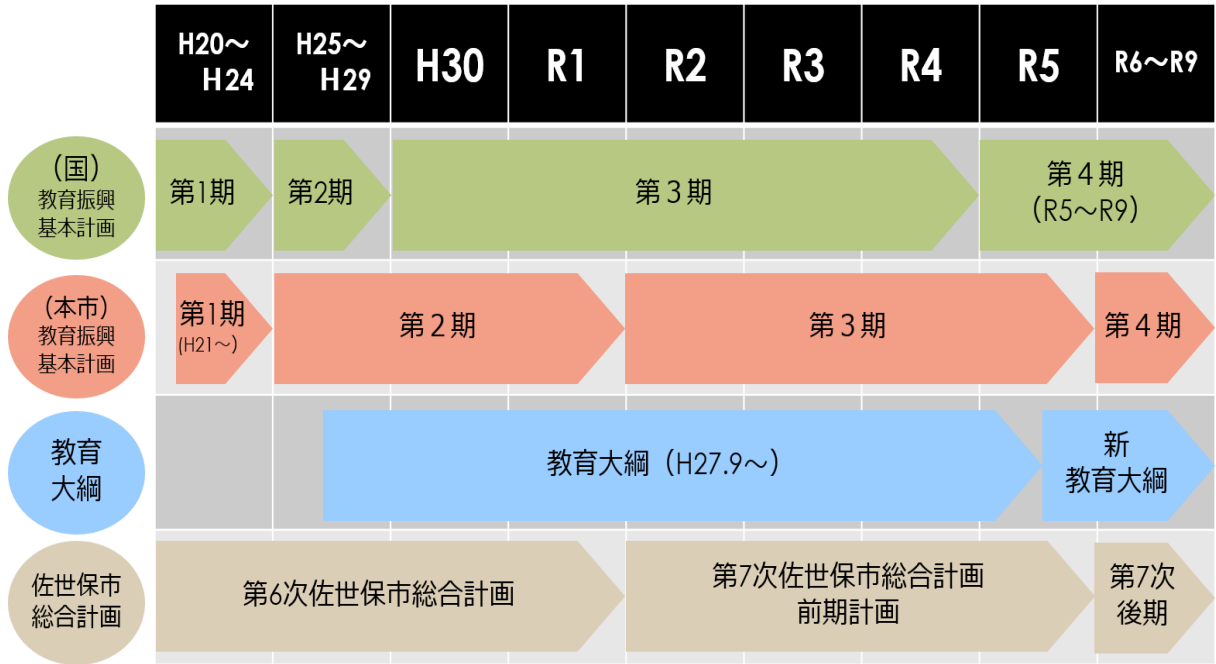
2 計画の性格

- (1) 本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけます。
- (2) 第7次総合計画基本計画の教育分野の活動計画であり、また、教育は総合計画の全分野の根幹をなすことから、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画に記載する内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和5年度までの4カ年間の計画とします。

なお、計画中に計上している社会指標（※1）及びKPI（重要業績評価指標）（※2）は、第7次総合計画との整合性を保つため、令和9年度までの目標値を掲載しています。



第1章 佐世保市の教育をめぐる現状と課題

1 幼児期の教育及び学校教育における現状と課題

(1) 幼児教育について

【第3期における主な取組事業】

(構成する事務事業)

- 1 公立幼稚園管理運営事業
- 2 幼児教育センター管理運営事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和3年3月 公立幼稚園(天神幼稚園)閉園

令和4年4月 公立幼稚園給食費公会計化

【第3期策定以降の情勢の変化等】

国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、さらに、令和5年6月には、経済成長実現と少子化対策を推進するため、「こども未来戦略方針」が発出され、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援」することを目的として掲げられました。

【課題】

(ア)「幼稚園教育要領」等3法令の改訂では、幼児期から高等学校教育を見通して、子どもの「生きる力」となる資質・能力をじっくりと育てていくことが明確にされました。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・幼稚園は幼児教育を担う施設としてさらなる保育の質の向上が求められています。このことに加えて、様々な特性をもつ子どもに対応していくために、特別支援教育の充実、インクルーシブ教育の推進を図っていくことが必要です。そのため、幼児教育センターにおいては、社会情勢の変化や本市の現状や課題に応じて研修体制を見直しながら、幼児教育関係者への充実した研修を継続していくことが求められています。

(イ) こどもを産み、育てることに対する価値観・考え方の多様化や、ソーシャルメディア(SNS)等による情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。さらには、近年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限・生活様式の変化による、乳幼児の生育や発達に及ぼしている影響が懸念されています。このような中で、乳幼児の保護者だけでなく子育て関係者に対して、望ましい情報やニーズに応じた情報を提供するなど、地域全体で子育てを支えていく必要があります。

(ウ) 幼児教育や子育て支援に関して、国や県などの動向を注視しながら本市の実情に応じた情報を様々な方法で周知していく必要があります。幼児教育センターでは、研究機関と共に本市の課題に沿った調査・研究を継続し、さらに充実させていくことが求められています。

(2) 学力の向上について

【第3期における主な取組事業】

(1) 特色ある学校づくりの推進

- ①特色ある学校づくり対策事業
- ②国際理解・交流能力育成事業
- ③体験学習・環境教育充実事業

(2) 教職員の資質向上と適切な学習指導

- ①基礎学力・学習意欲向上推進事業
- ②教職員資質向上事業
- ③教育センター事業
- ④障がい児教育推進事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和4年4月 新たな3学期制実施

金比良小学校・光海中学校をコミュニティ・スクールに指定

江迎小学校・猪調小学校・江迎中学校をコミュニティ・スクールに指定

木風小学校をコミュニティ・スクールに指定

令和5年4月 大塔小学校をコミュニティ・スクールに指定

潮見小学校をコミュニティ・スクールに指定

相浦西小学校大崎分校をコミュニティ・スクールに指定

宇久小学校・宇久中学校をコミュニティ・スクールに指定

【第3期策定以降の情勢の変化等】

・学力向上推進計画に沿った各種取組により、各学校における授業に一定の改善が見え始めているが、本市の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査において全国平均を下回る状況が続いており、さらなる授業改善や教職員の資質向上、家庭への啓発による家庭学習の充実に取り組んでいく必要があります。

【課題】

●学習指導要領の趣旨を実現するため、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力を重視する学力観に立った学習指導の工夫改善が求められています。本市の児童生徒の実態を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした指導法の改善及び家庭への啓発による家庭学習の充実などに取り組んでいく必要があります。

●よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域の魅力ある教育資源を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒のふるさとへの愛着や誇りを育む「ふるさと教育」を一層推進していく必要があります。

●1人1台端末をはじめとするICTの有効活用により、児童生徒に新しい時代を生き抜く創造性や社会性を身に付けさせることを目的としたスマート・スクール・SASEBO構想の確実な推進を図ります。情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力の育成及び教師のICT活用指導力の向上を図る必要があります。

●特別支援学級や通級指導教室で学ぶ児童生徒、通常学級において特別な教育的な配慮を必要とする児童生徒が増加しています。将来の自立と社会参加を実現するため、児童生徒の多様な困り感への早期の気づきと個々の発達に応じた指導や支援の一層の充実を図るとともに、切れ目のない支援体制を構築することが課題です。巡回による通級指導教室や自校通級など、実態やニーズに応じた通級指導教室による支援体制の充実を図ります。

●グローバル化の急速な進展に伴い、国際社会において多様な人々と協働しながら主体的に行動できる資質・能力の育成が求められる中、児童生徒には外国語によるコミュニケーション能力の向上とともに多様な文化に触れ、理解し、尊重する態度を育成する必要があります。

●学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの拡充や運営の充実を目指す必要があります。

（3）豊かな心を育む教育について

【第3期における主な取組事業】

（1）心の教育の推進

①豊かな心をはぐくむ実践事業

（2）生徒指導の充実

①生徒指導充実事業

②教育相談活動事業

③あすなる教室運営（学校適応指導教室）

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年4月 スクールソーシャルワーカーを2名増員し6名体制へ

令和3年4月 スクールソーシャルワーカーを1名増員し7名体制へ

令和4年4月 教育相談員を1名増員し4名体制へ

令和2年度からサテライトあすなる教室を開設

延べ通級件数 R2 21件、R3 277件、R4 445件

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●継続的な取組により、児童生徒の自己肯定感の高まり等一定の成果もみられます。令和6年度は痛ましい事件が発生して、20年目という節目の年を迎えます。事件を風化させない観点からも、いのちの重みを感じ取り、豊かな心をもった児童生徒の育成に向けて、様々な取組の継続・

充実を図る必要があります。

●各学校に対して、いじめ防止対策推進法等の正しい理解を促進し、いじめに対する意識の高まりやいじめの正確な認知、早期発見・対策を徹底することが重要です。今後も継続して、未然防止及び早期発見・解決に取り組む必要があります。

●本市における不登校児童生徒の出現率は増加の一途をたどり、令和3年度に過去最多となっています。

●不登校児童生徒への支援対策として、不登校特例校や夜間中学校等の設置やさらなる支援体制の充実が急がれます。

【課題】

●子どもはもちろんのこと、教職員をはじめとする大人が、「いじめは絶対に許さない」という強い意識を持ち、子どもたちが安心して楽しく過ごせる学校づくりが大切です。自分に自信が持てず、将来や人間関係に不安を感じている子どもたちのために、他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらと共に生きる自分へ自信を持たせる必要があります。

●子どもの生活習慣の多様化に伴い、多くの大人たちとの関わりの中で体得していくはずの社会生活上の基本的なマナーが、十分に身につけていない現状があります。コミュニケーション力の向上とともに、社会生活を営む人間として必要な規範意識を身につけさせ、どのように高めていくのが課題となります。

●不登校等の原因は、学校教育の問題だけでなく、社会の環境変化の問題でもあります。本市の不登校の出現率（不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数）は、小学校、中学校ともに年々増加傾向にあり、各学校の早期対応や学校適応指導教室との連携、不登校児童生徒が安心して学べる場・環境の提供、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の効果的な活用など、さらなる対策が必要です。

●いじめや不登校等を単に児童生徒の心の問題とせず、教職員や保護者を支援していく体制整備が必要です。また、本市子ども未来部、長崎県の佐世保子ども・女性・障害者支援センターなどの関係機関との情報連携及び行動連携が重要となります。

●本市における不登校児童生徒数も増加傾向にあり、特に小学生が増加しています。不登校の児童生徒に適切に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校や家庭、関係機関が連携して児童生徒に寄り添い社会的自立に向けた支援を継続的に行うことが重要です。

●課題や困り感を抱える子どもや家庭に対して、教育・福祉の両面にわたり、一体化した継続的かつ伴走型の支援・対応を実現していくことが課題です。

(4) 安全・安心な教育環境について

【第3期における主な取組事業】

(1) 義務教育における教育環境の整備充実

- ①学校再編推進事業
- ②小・中学校施設整備事業
- ③小・中学校管理運営事業
- ④小・中学校施設維持改修事業

(2) 学校給食の推進

- ①学校給食事業
- ②学校給食未納対策事業

(3) 保健管理・安全教育の推進

- ①学校保健管理事業
- ②子どもの安全対策事業

【主なできごと】※令和2年4月～

(施設管理・改修)

- 令和3年6月 世知原小学校屋内運動場改築・複合化
- 令和5年3月 日野小学校校舎長寿命化・改築
- 令和5年9月 第1期学校再編計画策定見込
- 令和6年3月 学校トイレ洋式化達成見込(85%)

(学校再編)

地域・保護者及び学校関係者との間で学校再編の合意形成のため以下について取り組みました。

- R2年度：「佐世保市学校再編基本方針」策定
- R3年度：「新しい学校推進意見交換会」開催
- R4年度：「佐世保市学校再編計画」
- R5年度：「学校再編を考える会」開催

(学校給食)

- 令和4年4月 学校給食の公会計化

【第3期策定以降の情勢の変化等】

(施設管理・改修)

- 日野小新設校舎の設置トイレサインへの配慮(性の多様性への配慮・検討を求める声)
- 改正気候変動適応法(R5.4月)に基づく熱中症対策実行計画により避難所における熱中症対策として空調設備の設置等を進めることについて検討するよう文科省などより通知があります。

●市議会からは以下のとおり問い合わせや要望などがあります。

R4.12 月定例会：理科・音楽室以外の空調整備について（指摘）

R5.3 月定例会：ウォシュレット・オストメイト整備について（一般質問）

（学校給食）

●毎月19日は地場産物を活用した献立を実施し、食に関する指導資料の作成・配布と栄養教諭等による指導を実施しています。

●令和5年4月に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル【改訂版 第2次】」の見直し

●令和5年6月、平成24年度から引き続き、年2回の「学校給食青果地産地消関係者協議会」を開催

●令和4年度より、学校給食費の公会計化を実施。これまで私会計で行っていた学校給食費会計を、公会計化することで、学校給食費会計の透明性の向上、適正な管理運営及び学校現場の負担軽減により児童・生徒と向き合う時間の確保を図りました。

（学校保健管理）

●特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒は増加傾向です。養護教諭をはじめ、教職員も特別支援についての研修を深め、より対応の充実を図っています。

●令和2・3年度は長欠児童生徒に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、出席停止となる児童生徒が多く、項目によっては定期健康診断を受けられない児童生徒が多くなっていましたが、対象学年で受診できなかった場合は次年度検診を受診に機会を設けるなどの対応をしています。

●教職員のストレスチェックを年に2回実施し、高ストレスと判定されたもののうち、医療機関での面接指導を希望する者に対し、医師を紹介し、受診を進めています。

（子どもの安全対策）

●令和3年6月、千葉県八街市で下校中の小学生の列に、飲酒運手のトラックが突っ込んで児童5人が死傷した事故を受け、緊急の合同点検を実施し、危険個所のリストアップを行いました。令和4年には『佐世保市通学路交通安全プログラム』の中に子ども未来部を加え、学校から学童へ向かう通路についても上記プログラムの点検対象としました。

●令和3年、文部科学省から「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」が示されたことや、「避難情報に関するガイドライン」が改定されたこと等を受け、各学校の実情に応じて危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の点検を行い、提出を求めました。市の防災危機管理局に点検をしてもらい、その指導の下に改善を行いました。

【課題】

(施設管理・改修)

- 主に以下の3項目の情勢変化により、特に対応が必要となっています。
- ①行政管理財産・施設の一斉老朽化→管理総量の適正化の為の複合化・統合・廃止等の再編
(ex:世知原小体育館と地区公民館の複合化)
- ②地区の防災機能強化→災害時の学校施設の避難所機能を向上させる設備等の整備
(ex:各校屋体周辺の多目的トイレ整備)
→学校施設の非構造部材の耐震化状況 100% (R5.4.1時点)
- ③教育環境の向上→普通教室以外の特別教室空調整備
(ex:各校理科・音楽室の空調整備)

- 施設老朽化の進行→築年数が40年経過校舎の増加

Ex 校舎平均築年数

第2期(～R元年度) 39.73年

第3期(～R5年度) 43.73年

- 求められる視点の多角化→防災機能の強化等

- 投入資源のより一層の制約→手段の効率化(省力化)

Ex スマートロック、包括管理委託等導入

- 児童生徒数の変化→ピーク時(昭和30年代)と比べ8割程に減少

- 予防保全主体の年次計画に基づく施設の維持管理

- 改築などによる施設老朽化への計画的対策

- 新たなニーズに対応する環境改善(施設の質的向上)

- 管理手法の最適化(運用面と管理面からの検討)

(学校再編)

- 児童生徒数の減少による学校規模の適正化・適正配置

(学校給食)

- 学校給食を活用した食育の推進と調理施設等の衛生管理の徹底が求められていますが、老朽化した施設・設備が多く、学校給食衛生管理基準に対応するために、改善が必要となってきています。

●学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する実践的な指導の充実と、アレルギー対応の面においても「安全性最優先」確立に向け、アレルギー対応マニュアルに即した内容に対応できる調理設備の整備を進める必要があります。

●地産地消の推進のため、各関係機関との連携強化が必要となります。

(学校給食費未納対策)

●学校給食費の公会計化に伴い、市で給食費の徴収を行うようになりましたが、残高不足で口座振替が不能となる方が多く、督促・催告を行っても未納のままとなるケースが多く発生しております。

●督促・催告を行っても未納のままとなっている方に対しては、教育総務課が法的手続きを行っております。今後も引き続き、教育総務課と連携し、未納対策を行っていく必要があります。

(学校保健管理)

●特別な配慮や、医療機関との連携・医療的なケアを要する児童生徒が今後も増加することが予想され、養護教諭の果たす役割が大きくなると同時に、医療機関等外部の機関と連携をする必要性が高まっています。

●令和2年度からの新型コロナウイルス感染症流行に伴い、なお一層の感染症対策への配慮が求められるようになりました。加えて、児童生徒へのメンタルヘルスケアの重要性もさらに高まっています。

●働き方改革が進む中でも、教職員は多様な児童生徒・保護者への対応、仕事の多忙感から生じるストレスは大きく、今後も教職員のメンタルヘルスの充実に努めていく必要があります。

(子どもの安全対策)

●児童生徒の事故が増加する中で、通学路の安全確保に関する取組としての『佐世保市通学路交通安全プログラム』により、学校、保護者、自治会、道路管理者、警察などが参加する合同点検を実施し、関係機関との連携をさらに深めていく必要があります。

(5) 高等・専門教育について

【主な取組事業】

(1) 高等・専門教育を受けるための環境の充実

- ①奨学金充実事業
- ②私立学校助成事業
- ③大学等支援事業

【第3期策定以降の情勢の変化等】

- 高校等に関しては、国・県による教育費支援制度が拡充され、令和2年4月から授業料実質無償化となりました。
- 高等教育に関しても、国による修学支援新制度が令和2年4月に施行されました。
- 少子化の影響により生徒数の減少が顕著になっており、学校経営への影響が危惧されます。

【課題】

- 奨学貸付金回収率は年々上昇傾向にあり、将来にわたり持続可能な奨学金制度の維持ができています。
- 少子化や国・県による教育費支援により、佐世保市奨学金の新規貸付者数が減少傾向にあるため、今後、制度の研究を進める必要があります。
- 私立学校助成金については、見直しを行っております。

(6) 学校体育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1) 小学校体育授業の充実、中学校体育大会の開催、課外体育活動の活性化及び外部指導者の活用

(休日の部活動地域移行へ向けた取組)

- ①小学校体育推進事業
- ②中学校体育推進事業

(2) 教職員の体育指導・技術の向上

- ①学校体育実技指導研修事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和3年12月 「佐世保市の義務教育9年間におけるスポーツ推進のための基本方針」策定

令和4年 4月 「佐世保市小学校体育大会」の終了

新規事業「小学校体育学習サポーター事業」開始

令和4年12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

令和5年 3月 「長崎県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

【第3期策定以降の情勢の変化等】

- これまで佐世保市教育委員会においては、学校における児童生徒の運動やスポーツ推進のための方針が定められておらず、どのような方向性で事業を構築していくかという指針がありません

でした。そのため、文部科学省及びスポーツ庁が定める国の方針や学習指導要領等を踏まえるとともに、本市の児童生徒の現状分析を行って課題を抽出し、今後の学校におけるスポーツ推進の方針を策定することとしました。さらに、この方針をもとに、既存事業の見直しを行い、新たな事業を再構築することとしました。

●小学校体育推進事業について、現在の事業の中には、児童生徒に対して直接的に働きかけ、運動のポイントやコツを指導するようなものはありません。そのため、専門的な指導力を持った指導者が、子どもたちに直接的に関わり、運動のコツやポイントを教えることで、それらの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせる指導を充実させるために、既存事業の「小学校体育大会」に代わり、「小学校体育学習サポーター事業」へ転換を行いました。

【課題】

●体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性があります。

●平成 20 年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が開始されました。その結果をどのように活用するのか、また、体力等の向上に必要な方策について研究する必要があります。

●児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を培うことができるように、教職員の資質・能力及び指導力の向上を図る必要があります。

2 青少年を育む環境における現状と課題

(1) 青少年を育む教育コミュニティづくりについて

【第3期における主な取組事業】

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携促進

- ① 共育推進事業（地域学校協働活動の推進）
- ② 放課後子どもプラン推進事業（放課後子ども教室の推進）
- ③ 地域未来塾事業
- ④ 家庭教育推進事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年4月 小佐々中校区・早岐中校区に「地域未来塾」を開設

令和4年4月 金比良光海中校区・江迎中校区・木風小校区に「地域学校協働本部」を開設

令和5年4月 大塔小校区・潮見小校区・相浦西小（大崎分校）校区・宇久小中校区に「地域学校協働本部」を開設

《状況の推移》

●コロナ禍により、より一層希薄化した学校・家庭・地域のつながりや、その中での関わり合いから学ぶ子どもの気づきを深めるために、「学校支援会議等」や「佐世保市放課後子どもプラン」に基づき、地域学校協働本部の設置や、放課後子ども教室・地域未来塾の実施に取り組を行いました。

《課題の振り返り》

●コロナ禍で減少した子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験を、放課後子ども教室を含めた地域学校協働活動の中で、少しずつ取り組む事ができました。

●地域学校協働活動を通して、子どもたちの地域への愛着及び自尊感情の育成、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育資源を活用した豊かな教育実践、保護者への家庭教育支援など、地域や家庭の教育力の向上に取り組みました。

●校区外通学や、外国にルーツを持つ児童生徒が増加する中で、地域の人材の枠を校区外にまで広めることで、高い専門性が必要な地域未来塾等においても、必要な人材を確保し、効果的に支援することができました。

●子どもの養育に関する保護者の不安感・孤独感を少しでも軽減するべく、子育て講座を小学校入学説明会や授業参観時に合わせて実施したり、家庭教育講座をPTA総会、全校参観日等の行事に合わせて実施したりするなど、講座実施時に合わせてメディア安全指導員や、ながさきファミリープログラムファシリテーターを派遣しました。

【課題】

- 子どもたちの社会体験・自然体験・生活体験の不足やコミュニケーションの不足について、地域学校協働活動でもその解消に向けて、継続的に取り組む必要があります。
- 学校と地域の連携をより深めるために、両者が目標を共有する必要があります。
- 地域の負担を軽減する為、団体・組織内での担当・役割を整理する必要があります。
- パソコンやスマートフォンなどといった飛躍的に進化し続ける情報媒体との上手な付き合い方を学び、理解を深めてもらうため、今後も学校や家庭の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

(2) 青少年を健全に育成する環境づくりについて

【第3期における主な取組事業】

- (1) 青少年育成団体等に対する支援を通じた活動促進
 - ①青少年教育事業
- (2) 青少年の非行防止・環境浄化活動の促進
 - ①青少年非行防止推進事業

【主なできごと】※令和2年4月～

- 令和3年9月 「ネットパトロール」を開始
- 令和5年4月 補導担当職員を1名減員し、1名体制へ

《状況の推移》

- 「ココロねっこ運動」について、市内団体に対する支援事業は廃止されました。
- 補導委員の数が1名減となり、市中心部の巡回補導は、1日1回、週4回程度実施。地区補連は、高齢化及び後継者不足で、定数割れしています。白ポスト設置主体の県が白ポスト廃止の方向に向かっており、老朽化したポストの更新や増設は難しい状況です。
- ネット環境の普及は拡大し続け、スマホを所持している年齢も低年齢化しています。
- 闇バイトに中学生が関わる事件も発生しています。

【課題】

- 非行は潜在化しており、補導活動では直接的に非行を止める事に結び付かないため、潜在的効果があっても、不要論に対抗するデータも存在していません。
- 地区補導委員の高齢化が進み、後継者も見つかり難いことから定員割れにより一部の補導委員

に負担が偏っています。

●白ポストも設置主体の県が廃止縮小の方針であり、どちらも、今後の必要性についての再検討が必要です。

●インターネット（SNS）やスマートフォンに代表される情報化の急速な進展や、子どもが被害者、あるいは加害書となる事件・事故が増加しています。

●ネットパトロール、メディア安全指導、立入調査等の取組が行われていますが、インターネット上の有害情報の氾濫、店頭で販売されている有害図書など、子どもの身近にその健全育成を阻む要因が多数存在しているのが現状です。

●少年犯罪の内容は低年齢化しており、中学生がSNSなどを通じて、簡単に犯罪に加担する事件も増えています。また、そのような子も普段の生活からは気付けない事例が多くあります。

●子どもが事件・事故に巻き込まれないように、学校・家庭・警察・地域ボランティア・関係機関等と連携して見守っていく体制の強化が必要です。

3 生涯学習における現状と課題

(1) 学習機会の充実について

【第3期における主な取組事業】

(1) 主体的な生涯学習活動の推進

- ①生涯学習講師派遣事業
- ②生涯学習指導事務
- ③まちづくり促進事業補助金
- ④生涯学習推進補助金
- ⑤社会教育一般管理費（社会教育推進員に係る経費）
- ⑥英語シャワー事業（グローバル教育の推進）

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年4月 「第三次佐世保市子ども読書プラン」策定
令和5年10月（予定） 市内の生涯学習情報（コミセン主催講座、サークル等、その他イベント）を集約した「まな Viva! させぼ」の内容を見直し、コミセン毎に諸情報を取りまとめたポータルページ「ぼすこみ」を開設

【第3期策定以降の情勢の変化等】

●市民生活部と協議・検討を重ね、地域住民が地域の特色を活かしたまちづくりに向け主体的に活動できる場、及び生涯学習・社会教育を実現する場として活用できるよう、令和3年4月1日に「公立公民館」を「コミュニティセンター」へと移行しました。

●令和4年度にリーディングプロジェクト発足5年経過を踏まえ、関係各課と今後の方向性について協議・検討（グローバル教育に関する諸事業を引続き推進）しました。

●社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂とその実現を支える地域コミュニティが重要となってきています。また、新しい資本主義に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大し、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の重要性が一層高まっています。

【課題】

●社会教育法第3条に言う「学びの成果を適切に生かすことのできる社会」の実現のためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み出す持続的な地域コミュニティの基盤形成へとつなげていくことが求められますが、社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂の実現とそれを支える地域づくりへの取り組みはより重要となってきています。また、新しい資本主義に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性も増大し、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の重要性も一層高まっているため、生涯学習・社会教育の推進体制強化に、引き続き取り組んでいく

必要があります。

(2) 拠点施設による生涯学習の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1) コミュニティセンターの機能充実

- ①コミュニティセンター管理運営事業（コミュニティ・協働推進課）
- ②コミュニティセンター職員研修事業
- ③コミュニティセンター主催講座

(2) 図書館の機能充実

- ①図書館運営事業

(3) 科学分野の学習機会の提供

- ①少年科学館事業

(4) 特性をいかした複合型施設の運用

- ①総合教育センター事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年4月 新型コロナウイルス感染症の影響により図書館完全休館

令和2年5月 吉井地区公民館移転（支所と複合化）オープン

令和2年9月 蔵書検索サービス「さぼんサーチ」提供開始

令和3年1月 宮地区公民館リニューアルオープン

令和3年4月 公民館のコミュニティセンター移行（社会教育課公民館管理係は市民生活部コミュニティ・協働推進課に統合）

令和3年10月 デジタル図書サービス「電子図書館」提供開始

令和4年4月 図書館駐車場有料化開始

令和4年4月 小佐々地区コミュニティセンター移転（支所等と複合化）オープン

令和4年4月 世知原地区コミュニティセンター講堂オープン

令和5年4月 図書のコミュニティセンター窓口での取り寄せ・返却受付開始

※まちなかコミュニティセンターを除く

【第3期策定以降の情勢の変化等】

（コミュニティ・協働推進課）

●公民館の管理・運營業務を所管していた「社会教育課公民館管理係」は「コミュニティ・協働推進課」へ統合し、社会教育に係る諸業務については引き続き、「社会教育課指導係」が所管し、事業を縮小させることなく諸施策を推進しました。

●活動の拠点となる各センターの老朽化の状況は継続しており、引き続き「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」に基づき、対照施設の優先度を加味しながら、計画的な整備回収に取り

組んでいます。

- 令和6年度には黒島地区コミュニティセンターの建替工事に着手することから、耐震対策としては完了の見込みです。

(社会教育課)

- コロナ禍の影響により、図書に関する読み語りイベントや講演会の実施が困難になりました。

【課題】

- 各コミュニティセンター職員の資質向上を図るための研修・指導等を含め、生涯学習・社会教育に係る諸業務については「社会教育課」、施設の管理・運営については「コミュニティ・協働推進課」と2部局に所管がまたがる為、密接に連携・協力しながら、事業を縮小させることなく諸施策の推進に取り組んでいく必要があります。

- 「第三次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、市立図書館、学校図書館、各地区公民館図書室との連携や図書ボランティアの育成が重要となっています。

- アフターコロナにおける読み聞かせ活動やイベントの再開等を関係団体と連携しながら行います。

(少年科学館)

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、課題に対する十分な取組はできていません。

【課題】

- 学年があがるにつれ、科学教室や科学行事等への参加が少なくなる傾向が見られます。科学館来訪のきっかけづくりや魅力ある企画、さまざまな情報提供を行っていく必要があります。

- 運営費不足により、効果的な事業展開のためには様々な工夫をしていく必要があります。

(総合教育センター)

- 令和3年4月1日、清水地区公民館のコミュニティセンター化により、施設利用の幅が拡大されたが、施設管理への影響は特段発生していません。

- 駐車場に関しては現在規定予算内での広場活用について検討中ですが、建物の経年や、物価上昇等による施設管理費等の増嵩、計画的なメンテナンスの検討が必要となっています。

【課題】

- 総合教育センターは、「教育センター」「少年科学館」「清水地区コミュニティセンター」という3つの教育機関からなり、各館独自の事業展開はもとより、複合施設の特性を生かした施設運営を行っていますが、施設の利用推進とともに施設の経年やゼロカーボンへの取組みを念頭においた計画的な施設の維持管理を進めていく必要があります。

(図書館)

- 利用者数及び貸出冊数が減少しており、特に若年層の貸出冊数の減少が顕著に見られます。
- 「西九州させぼ広域都市圏ビジョン」に基づく事業について、不参加自治体との連携が求められています。
- 令和6年度市長部局へ移行することにより、他の文化施設と更なる連携が求められています。
- 隣接する中央公園施設と連携し、利用者を増やす取り組みが求められています。
- 施設や設備の老朽化に伴い、維持管理費が増加しているため、事務のDX化などによって効率的な運営を行う必要があります。

【課題】

- 利用者数及び貸出冊数が、減少傾向にあります。
- 近隣の市町、市内公共施設及び民間施設と、更なる連携が求められています。
- 施設や設備の老朽化に伴い、維持管理費が増加傾向であり、予算確保のため効率的な運営を行う必要があります。

(3) 徳育の推進について

【第3期における主な取組事業】

- (1) 徳育意識醸成のための情報発信による普及・啓発
- ①徳育推進事業（徳育運動の定着促進）

【主なできごと】※令和2年4月～

- 令和4年4月 佐世保徳育推進会議 設立10周年
- 令和4年10月 佐世保徳育推進会議 設立10周年記念式典の開催
- 令和5年3月 佐世保徳育推進会議 10周年記念誌の刊行

《状況の推移》

・令和4年度をもって「徳育推進のまちづくり宣言」の実施及び佐世保徳育推進会議の設立10周年を迎えるなど、長期にわたり徳育の普及・啓発に努めました。

・コロナ禍による対面行事の減少や人との繋がりが希薄になってきた昨今、相手のことを思いやる徳育の重要性をより一層広めていく必要があると考え、徳育推進カレンダーの全戸配布や徳育推進フォーラムのオンライン実施などを行い、徳育意識の啓発に継続的に取り組むことができま

した。

＜課題の振り返り＞

・一徳運動に取り組む団体等への働きかけに加え、まちなか徳育推進標語コンクールの実施や徳育推進フォーラムのオンライン実施を通して、市民全体への働きかけを行いました。

・市民の徳育に対する理解を深め、その裾野を広げていくために、今後も継続的な普及・啓発が必要です。

【課題】

・徳育に関する市民の理解を深めるため、市民の活動組織である「佐世保徳育推進会議」と連携し、まちなか徳育推進標語コンクールや徳育推進フォーラム等を通じた機運醸成に継続的に取り組む必要があります。

●まちなか徳育推進標語コンクール 応募作品数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
応募総数	420	533	551

●徳育推進フォーラム（R2、R3 はオンライン視聴回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	189	181	584

4 人権における現状と課題

(1) 人権に関する啓発・教育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1) 人権啓発・教育の推進

- ①人権啓発推進事業（人権男女共同参画課）
- ②教育集会所管理運営
- ③人権問題啓発

(2) 人権擁護に対する協力・連携

- ①人権擁護関係事業（人権男女共同参画課）

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年 新型コロナウイルス感染症に関連した差別が問題となる

令和5年4月 「こども基本法」が施行

令和5年6月 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行

《状況の推移》

教育集会所及び各地区コミュニティセンター等において、人権同和教育講演会及び講座等を実施し、人権意識の啓発を行いました。

【課題】

●依然として、性的マイノリティであることを理由とする差別、女性・子ども・高齢者・障がいのある人への差別、同和問題などの人権問題が存在しています。

●また、国際化や情報化の進展に伴い、外国人などに対する偏見やヘイトスピーチ、犯罪被害者に関する問題、インターネット上の人権侵害の深刻化、性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの重大な人権侵害である犯罪も発生しています。

●教育集会所及び地域に根差したコミュニティセンターの主催講座で人権に関するものを盛り込むなど、行政側から継続して周知・啓発を推進していくことが必要です。

(2) 学校における人権教育の推進について

【第3期における主な取組事業】

(1) 人権・同和教育の推進

- ①人権教育推進事業

《状況の推移》

問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、子どもたち一人一人が心で感じる人権教育の継続的な取組が必要であるため、今後も人権教育の一層の充実を図ります。

【課題】

●各学校の実態や子どもの発達段階に応じた人権教育を推進していますが、学校での問題行動が多種多様化しており、一度の啓発で効果が出るというものではないため、知識の習得にとどめず、子どもたち一人一人が差別や偏見を受けた人々の苦しみや悲しみ等を感じる人権教育の継続的な取組が必要となります。

●家庭教育力の低下や地域教育力の低下に伴う不登校、非行の増加は未だ深刻な状況です。

●インターネット（SNS）上のいじめや誹謗中傷などの人権侵害も発生しています。

●発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会づくりに取り組む実践力を身に付けさせることが重要です。そのため、他者の人権を尊重しようとする意識・意欲・態度を育み、身近な問題を取り上げて真剣に考え、解決を図っていくなど、人権教育の一層の充実を図り、子どもたち自らの実践的態度を育成する必要があります。

5 文化財における現状と課題

(1) 歴史文化の保存・活用・継承について

【第3期における主な取組事業】

(1) 文化財の調査・保護・活用及び伝統文化の保護と育成

- ①文化財の調査・保護・活用事業
- ②福井洞窟整備・発掘事業
- ③世界遺産登録推進事業
- ④針尾送信所保存整備事業

(2) 文化財の情報発信

- ①文化財展示施設等管理運営事業

【主なできごと】※令和2年4月～

令和2年9月	「福井洞窟出土品」国重要文化財指定
令和2年12月	「西海橋」国重要指定文化財指定
令和3年4月	福井洞窟ミュージアム開館
令和3年6月	「観潮橋」国登録有形文化財登録
令和4年3月	「樋口橋」県有形文化財指定
令和4年3月	小佐々郷土館閉館
令和5年2月	「鬼塚古墳」県史跡指定
令和5年2月	「鬼塚古墳出土遺物一括」県有形文化財指定

【課題】

●急激な少子高齢化・過疎化などの社会環境の変化により、地域の貴重な文化財が失われつつあります。このような中で、地域の文化財を適切に次世代に継承するため、平成31年4月に施行された文化財保護法の改正などを踏まえ、これからの時代にあった地域における文化財の保存・活用に関するマスタープランである「佐世保市文化財保存活用地域計画」について令和7年度の策定に向けて取り組んでいきます。

●保護対象となる文化財が著しく増加しており、出土遺物等は市内各所の空きスペースに分散して収蔵している状況があります。また、旧町などに所在する文化財展示施設の老朽化と固定化した展示により、来館者が年々減少する傾向にあり、施設再編や展示の見直しが必要となっています。このようなことから、これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センターなどの施設について継続して研究を行うなど、収蔵・展示機能のあり方について検討が必要です。

●郷土の文化財への愛着や保護意識の高揚を図るため、地域の特色のある文化財について、継続的に調査研究を行い、その成果を分かりやすく周知啓発することが必要です。また、これら文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されており、効果的な活用について検討しながら、政府が推進するインバウンドや多文化共生も踏まえた文化財解説の多言語化を推進し、

国内外に積極的に情報発信することが必要です。

●特に世界遺産「黒島の集落」や日本遺産「鎮守府・佐世保」「日本磁器のふるさと肥前・三川内焼」について、関係者や関係機関と連携しながら、適切な保存・管理に努めるとともに、機会をとらえてその価値などを広く情報発信し、保護意識の醸成や地域活性化につなげていく必要があります。中でも日本遺産「鎮守府・佐世保」については、ガイダンス施設として「させぼ立神近代化歴史公園」の整備を行います。

第2章 佐世保市の教育施策

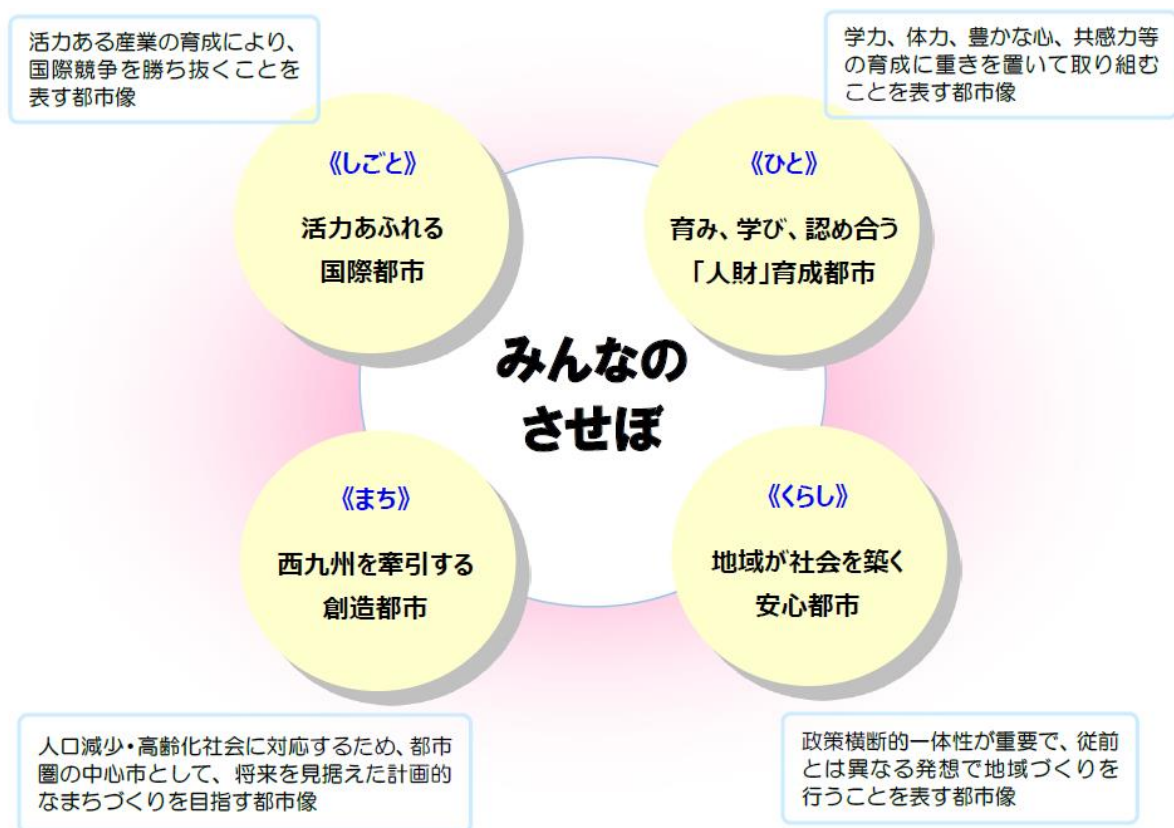
1 佐世保市総合計画におけるまちづくりの基本理念及び目標

第7次総合計画においては、市民全体で佐世保の価値を高め、シビックプライドをもって、市内外にこれを強く発信し、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指します。

その心構えとして、次の4つの基本理念が示されています。

- 変革、発展を推し進め、活力あふれるまちづくりに「挑戦」します。
- 常に高いクオリティと新たな価値を求め、夢と希望に輝くまちを「創造」します。
- 様々な文化、価値観を互いに尊重し合う「多様性」のあるまちをつくります。
- 郷土愛、共感を育み、ともに暮らし支え合う「共生」の精神を持つまちづくりを行います。

また、本市が目指すべき都市像について、以下のように示されています。



その上で、第7次総合計画における教育政策の目指すべき方向性については、「ひと」の分野において、以下の4点を挙げています。

○学力及び体力の向上

客観的データの活用・分析をもとに指導改善と学習環境の整備に努めます。

○豊かな心を育む

学校・家庭・地域社会が一体となって協力し合い、生命尊重、思いやり、正義感や公正さ、感動する心等、豊かな人間性と社会性に育むための教育を行います。

○新たな教育のニーズ

グローバル社会に対応するため、地域特性を生かした英語教育、また ICT への早期順応等を図り、必要なアイデンティティの確立を目指すとともに、郷土愛を醸成する取組を推進します。

○生涯学習・生涯スポーツ環境の充実

生涯学習及び生涯スポーツの情報・機会・場が提供され、市民自らが学び、スポーツを続けられる環境の充実を図ります。

さらに、第7次総合計画の基本計画においては、「第2章 ひと」「都市像2 育み、学び、認め合う『人財』育成都市」の中の教育政策として位置づけ、以下の3施策を掲げています。

(教育政策における各施策)

施策1：学校教育の充実

施策2：豊かな心を育むまちづくり

施策3：生涯学習・生涯スポーツの充実

なお、第7次総合計画における子ども未来政策のうち、「施策3 幼児教育・保育の充実」が本計画に関連する施策となります。

(子ども未来政策における施策)

施策3：幼児教育・保育の充実

また、それぞれの施策には、施策の目的といえる客観的な状態の変化をあらわす指標として、KPI（重要業績評価指標）を設定し、目標年度である令和9年度までに、指標が向上するよう事務事業に取り組むこととしています。

(教育政策の各施策における KPI)

- 施策 1 : ①全国学力調査結果 (学習意欲)
②全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査 (運動好き)
③全国学習状況調査児童生徒質問紙結果 (自己肯定感)

- 施策 2 : ①地域学校協働活動等に携わった大人の人数
②健全育成事業への参加者数

- 施策 3 : ①生涯学習事業への参加者数
②生涯学習拠点施設の利用者数

(子ども未来政策の施策における KPI)

- 施策 3 : ①幼児教育・保育の量の確保率

2 教育政策にかかる基本方針について

本市教育委員会では、「佐世保市教育方針」を定めていますが、この方針は、平成 15 年 2 月「佐世保市の教育を考える市民会議」からの提言書を受けて、平成 15 年度に改訂を行ったものです。提言書では、「教育都市佐世保のグランドデザイン」として、学校、家庭、地域社会それぞれの目標を掲げられましたが、それらの内容を踏まえたものとなっております。

平成 27 年 9 月の佐世保市教育大綱策定の際、さらには、本計画の策定にあたって、「佐世保市教育方針」を改訂すべきかどうかを検討しましたが、その内容は普遍的なものであり、継続することとしました。

佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

3 佐世保市教育方針が示す理念

佐世保市教育方針が示す理念については、次のような捉え方ができます。

“新しい時代を生き抜くためのたくましさをはぐくむ”

持続可能な社会が創られ、先端技術を活用する超スマート社会が実現する新たな時代を迎えようとしている一方で、地球規模の環境問題、エネルギー対策、民族や宗教の違いによる摩擦等々、現代社会における様々な課題にも直面しています。このような時代を生き抜くためのたくましさ、つまり、国際市民としての生き方の中で、二極化する経済状況などを克服し、忍耐強く理想の実現に向けて努力していくことができるような「たくましい心身」をはぐくむ教育が求められています。

“豊かな心をはぐくむ”

本市では、平成 16 年の小学校女子児童殺害事件という痛ましい事件での教訓が、「人の教育」の原点、佐世保の教育の原点とならなければなりません。

このことは、特に、6 月 1 日を「いのちを見つめる日」、6 月を「いのちを見つめる強調月間」と定め、小・中学校と保護者、地域が一体となった「心の教育」が進められていることから明らかです。

また、6 月 29 日の佐世保空襲の日や 8 月 6 日・9 日の原爆の日、12 月の人権週間などの機会をとらえ、国際平和を願う心を育てています。

一方、全国的な問題となっているいじめや不登校については、本市においてもその解消に向けて、強い姿勢をもって臨まなければならない重要な課題となっています。

こういった視点と取組により、「豊かな心」を育む教育につなげています。

“郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する”

美しい自然に恵まれた「郷土佐世保」で育ったことを自覚し、郷土を愛し、自分を育ててくれた父母や祖父母、地域の人々に、感謝と尊敬の念を抱き、四季に恵まれた豊かな自然と伝統ある我が国の文化を愛し、日本人としての誇りをもって、国際社会に貢献できる市民を育成します。これは、教育基本法が掲げる目標にも通じるものです。

これらを受け、“そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。”と結んでいます。

佐世保市教育方針が目指している人づくりの土台となるのはもちろん「学力」ですが、社会に出て必要とする最低限の基礎学力と、たくましく生き抜く力をつけるという大きな視点が、日々の教育に必要です。

胎児の時から始まる子育てや就学前教育及び義務教育の充実と、教育環境の整備が一貫して進められることで、理想の市民としての基本的な資質や能力を育むことができるのであり、それが

教育の目指すところです。

教育は、理想の市民を育むための基礎づくりの場であり、そのためにも生涯学習の充実が、一層重要な課題となります。市民が、与えられた権利を行使するだけでなく、市民としての義務をきちんと果たすことで、秩序正しく明るい社会生活を営む「まちづくり」ができます。

全ての市民が佐世保市民としての自覚をもち、日々学ぶ楽しさを味わいながら心豊かに生きていく「まちづくり」を進めていく姿の中に、佐世保の教育の理想があります。

特に、教育に携わる者、行政を執り行う者は、この「佐世保市教育方針」に示されたことばの重みを的確に受け止め、その理念に基づいた「佐世保の教育」を推進していかねばなりません。

4 佐世保市教育方針が求める具体的対応

努力目標

- 一 確かな学力と豊かな心を育成する特色のある学校づくりの推進
- 一 望ましい教育環境の整備・充実
- 一 郷土愛をはぐくむ自然愛護と環境教育の推進
- 一 心豊かな社会をつくる生涯学習の推進
- 一 明るい社会をつくる人権教育の推進
- 一 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進
- 一 健康で活力にみちた生涯スポーツ活動の推進

この「努力目標」7項目は、第7次総合計画の中で、教育政策として掲げている基本目標とも合致するものです。

第3章 佐世保市が取り組む施策

(教育政策)

施策名	KPI	事務事業	ページ
学校教育の 充実	全国学力調査結果 (学習意欲)	特色ある学校づくり対策事業	
		教職員資質向上事業	
		基礎学力・学習意欲向上推進事業	
		国際理解・交流能力育成事業	
		障がい児教育推進事業	
		教育センター事業	
		学校再編推進事業	
		小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	
	全国体力・運動能力 調査結果(運動好き)	小学校体育推進事業	
		中学校体育推進事業	
		学校体育実技指導研修事業	
	全国学習状況調査 児童生徒質問紙結果 (自己肯定感)	豊かな心をはぐくむ実践事業	
		体験学習・環境教育充実事業	
		生徒指導充実事業	
人権教育推進事業			
教育相談活動事業			
豊かな心を 育む まちづくり	地域学校協働活動等に 携わった大人の人数	学社融合推進事業	
		家庭教育推進事業	
	健全育成事業への 参加者数	青少年教育事業	
		青少年非行防止推進事業	
		徳育推進事業	

施策名	KPI	事務事業	ページ
生涯学習の 充実	生涯学習事業への 参加者数	生涯学習推進事業	
		生涯学習支援事業	
		英語シャワー事業	
		文化財の調査・保護・活用事業	
		世界遺産保存整備事業	
		福井洞窟整備・発掘事業	
		針尾送信所保存整備事業	
		文化財展示施設等管理運営事業	
	生涯学習拠点施設の 利用者数	総合教育センター事業	
		少年科学館事業	
コミュニティセンター活性化事業			
政策を支える 包括的な 事務事業		教育行政一般管理事業	
		私立学校助成事業	
		奨学金充実事業	
		幼児ことばの教室運営事業	
		小学校管理運営事業	
		中学校管理運営事業	
		小学校施設維持改修事業	
		中学校施設維持改修事業	
		小学校児童助成事業	
		中学校生徒助成事業	
社会教育行政一般管理事業			
人権講座事業			

施策名	KPI	事務事業	ページ
施策を支える 包括的な 事務事業		成人式典事業	
		スポーツ行政一般管理事業	
		子どもの安全対策事業	
		学校保健管理事業	
		学校給食事業	
		「人づくり」にかかる人件費	

(子ども未来政策)

施策名	KPI	事務事業	ページ
幼児教育・ 保育の充実	幼児教育・保育の量の 確保率	公立幼稚園管理運営事業	
		幼児教育センター	

《佐世保市教育振興基本計画（第4期）》

（教育政策）

望まれる姿

学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち

部局の使命

学校教育や生涯学習環境の場において、子どもたちを含む市民が生涯を通じて自らが学ぶことができる環境の充実を図ることにより、生きがいに満ちた暮らしを実現します。

政策の指標

社会指標	現状値 (令和4年度)	目指す方向
市民1人あたりの生涯学習に関わった回数	6.9回/人 (3.9回/人)※	↗ 現状値から増加させる

※()内は図書館及び拠点スポーツ施設の利用回数を除いた数字

【指標の説明】

市民1人あたりの生涯学習事業への参加、生涯学習拠点及び拠点スポーツ施設の利用者数

【指標の数式】

生涯学習事業への参加、生涯学習拠点及び拠点スポーツ施設の利用者数/佐世保市人口

教育政策として記載した内容を実現し、目指すべき社会状態に変化させるために行う行政活動として、3つの施策を掲げ、それぞれに目的・目標を設定することとしています。

【施策1】学校教育の充実

【施策2】豊かな心を育むまちづくり

【施策3】生涯学習・生涯スポーツの充実

そして、施策の実現のために、それぞれの事務事業を実施いたします。

また、第7次総合計画と連動し、本計画の主要な取組として位置づけられるプロジェクトとして、「●●●」があります。

《第 4 期における主要な取組》

プロジェクト名	英語で交わるまち SASEBO
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国際色豊かな本市の特長を生かして、グローバル人材育成に取り組めます。 ・学校教育では、児童生徒の異文化理解や英語教育及び学習環境の充実を図り、国際性や英語の実践的な運用能力の向上に向けた形成を図ります。 <p>さらに、小学校における英語教育の教科化や中学校の授業改善に向けて、</p>
関	
事	
今後	
	<p>形で及ぼす図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育では、官民協働の取組への参画者及び事業の一層の拡大に努め、市民が気軽に英語や外国文化に触れ学ぶことができる環境づくりを進めます。特に、日常的に英語を身近に実践し、交流できる環境の構築に取り組めます。



【施策1】学校教育の充実

（施策の目的）

児童・生徒が自分のよさや可能性を認識し、多様な他者と協働しながら社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の作り手として主体的・創造的に豊かな人生を切り開くことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の充実を図ることを目的としています。

（問題点の整理）

これからの時代を生きる力、次代を切り開く力の育成に向けた教育の質の向上、また、教育と地域を含めた社会との連携強化による個人と社会の不断の成長が課題です。

（問題解決の方向性）

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の充実を推進します。

1 施策の目標

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果 (学習意欲)	97.3%	100.0%
全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査 (運動好き)	97.6%	100.0%
全国学習状況調査児童生徒質問紙結果 (自己肯定感)	101.3%	103.0%

2 施策の方向性

● 確かな学力及び体力の向上

各学校の創意工夫や地域特性を生かした学校経営ビジョンに基づく、特色ある学校づくりを推進します。また、新しい時代に求められる教育の在り方を追究し、児童・生徒が自ら進んで自己を高める態度を涵養します。そのため、教職員の新たな研修制度や働き方改革等を推進し、児童・生徒及び教職員を含めた学校のウェルビーイングを向上させるとともに、生涯にわたって学び続け、運動に親しむ資質や能力を育成します。

● 豊かな心を育む教育の充実

全教育活動を通じて行う道徳教育の充実と、家庭や地域との連携を重視した心の教育を推進することにより、生命を尊重する心、いじめを生まない思いやり、郷土を愛する心をはじめとする道徳性の涵養を図り、児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成に努めます。

また、全国的に急増している不登校児童生徒への支援について、多様な相談体制の確立や教育支援体制の充実を図ってまいります。さらに誰一人取り残されない学びの保障に向け、不登校特例校等の設置を研究し、児童生徒の社会的自立を支える教育環境を整備します。

● 新しい時代に求められる資質・能力の育成

学習指導要領に基づいた教育実践を徹底するとともに、社会の現状や2030年以降の変化（技術革新、グローバル化の進展、雇用環境の変化等）に対応した教育及びデジタル技術の利活用の一層の推進による教職員のICT活用指導力の向上及び児童生徒の個別最適な学びの実現に努めることにより、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜く力を育みます。

● 時代の変化に合った新しい学校の創造

学習環境を維持するための適切な学校規模、持続可能な学校施設の更新、学校と地区自治協議会との関わりといった輻輳する課題を、総合的、複合的に検討し、保護者や地域等とのていねいな合意形成に努めながら今の時代に合った新しい学校へと再編していきます。また、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールの拡充や運営の充実を目指します。

【施策Ⅰ】学校教育の充実(KPI:全国学力調査結果(学習意欲))

特色ある学校づくり対策事業

事業内容	各市立小・中及び義務教育学校により構成される各推進委員会と委託契約を結び、各会の特色ある教育活動実践を支援するとともに、活動の把握、指導・支援を行います。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・校長のリーダーシップとマネジメントサイクルに基づく学校教育の活性化を推進します。 ・豊かな心を培うとともに、確かな学力の向上を図ります。 ・保護者や地域と連携した生き生きとした活力のある教育活動の実践を図ります。
事業遂行上の課題	「主体的・対話的で深い学び」の実現、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組、探究的な学習や体験活動等を通じた他者との協働的な学びの充実など各学校の特色ある学校づくりが求められます。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問における実施状況の確認及び指導を行います。 ・特色ある学校づくりの広報や実施状況調査を活用して内容改善を図ります。 ・総合教育会議や教育委員会からの意見を踏まえながら事業内容を検討し、改善を図ります。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	各学校の創意工夫を生かした校長の学校経営方針に基づく特色ある学校づくりを推進することにより、KPI 達成に貢献します。

教職員資質向上事業

事業内容	各研究団体との研究委託契約を締結し、様々な教育活動を推進させるとともに、学校視察及び指導助言を行います。
事業目的	児童生徒が確かな学力と豊かな心を培うことができるよう、教職員の資質向上を図ります。
事業遂行上の課題	学習指導要領に示された「生きる力」を児童生徒に育むために、新しい教育課題に取り組む教職員の資質向上が求められます。
今後の対応方針	・学習指導要領で育成を目指す資質能力を育むために、研修内容の適正化、及び研修の充実を図ります。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	教職員の研究・修養の充実に努め、資質の向上を図ることにより、KPI 達成に貢献します。

基礎学力・学習意欲向上推進事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中及び義務教育学校へ少人数指導支援非常勤講師や 学校司書を配置し、児童生徒の学習意欲を高め、学力の向上を図ります。 ・少年科学館を利用した天文学習・理科実験等の理科学習を行います。
事業目的	児童生徒の実態把握、一人一人に応じたきめ細かな指導の支援の推進を図ります。
事業遂行上の課題	児童生徒の読書への関心意欲を高め豊かな心を育むとともに、主体的に学習しようとする態度の育成と確かな学力の定着が求められています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書が専門性を発揮し、学習活動における支援を充実させることで、質の高い学びを保障し学力向上に努めます。 ・学力調査に加えて児童生徒の心の状況をより客観的に把握するための調査を実施し、確かな学力の向上を図るとともに豊かな心を育むことに努めます。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	学校図書館機能の向上と各学校の読書活動の充実を図るため、学校司書の資質向上と効果的な配置を推進するとともに、一人一人に応じたきめ細かな学習を推進することにより、KPI 達成に貢献します。

国際理解・交流能力育成事業

事業内容	児童生徒や教職員が外国語（英語）や異文化に触れる機会をもち、国際的な感覚やコミュニケーション能力の向上を図るために、各小・中学校及び義務教育学校へ ALT（外国語指導助手）及び 国際理解指導員 を派遣します。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び教職員の国際人に必要な外国語（英語）を用いた実践的コミュニケーション能力の向上を図ります。 ・外国語（英語）の聞くこと・読むこと・話すこと・書くことによる、実際のコミュニケーションにおいて活用できる資質・能力の育成を図ります。
事業遂行上の課題	・児童生徒が英語の実践的コミュニケーション能力を身につけ、国際感覚豊かな資質を養うため、外国語（英語）を母国語とする ALT（外国語指導助手）と触れ合う機会（時間）をできるだけ多くとる必要があります。
今後の対応方針	ALT（外国語指導助手）及び国際理解指導員の配置計画を改善し、効果的に派遣します。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	国際性豊かな佐世保市にふさわしい国際感覚豊かな児童生徒の育成を図ることにより、KPI 達成に貢献します。

障がい児教育推進事業

事業内容	特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者へ個別指導や相談等を行うことを通して、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実に努めます。
事業目的	障がいのある児童生徒が自分の力を発揮し、障がいの改善・克服が進み、社会参加または、周りと関わりながら生活することができるようにします。
事業遂行上の課題	・障がい児の教育については、特別支援学級や通級指導教室に加え、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒もおり、その一人一人に対して、適切な指導や必要な支援をどう充実していくかが課題です。 ・障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮やバリアフリー化など、個々のニーズに応じた教育の実現が求められています。
今後の対応方針	就学相談から就学时健康診断、教育支援委員会と児童生徒の支援に向けて、学校や関係機関と一層の共通理解と連携に努めます。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	児童生徒一人一人に応じたきめ細かな学習支援を推進するとともに、特別支援教育補助指導員を配置するなど、障がいのある児童生徒の日常生活及び学習活動への支援を行うことにより、KPI 達成に貢献します。

教育センター事業

事業内容	教職員の研修・教育研究及び学校教育ネットワークの保守・管理・運用及びセキュリティの確保
事業目的	教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行い、教育の進歩発展に資するものです。
事業遂行上の課題	学校教育の諸課題の解決に資する研修デザイン及び過失によるリスクを最小限に抑える人的セキュリティ対策
今後の対応方針	・理論と実践の往還を通して、子供・教員・学校のウェルビーイングを高めるための研修を充実させます。 ・学校における諸課題に対応する教育相談の充実を図ります。 ・セキュリティ監査や研修等を通して、人的セキュリティ対策を徹底します。
関連する各種プラン等	西九州させば広域都市圏ビジョン
施策の KPI との関連性	研究・研修の充実に努め、教員の資質向上を目指すことで、児童生徒の全国学力調査結果 (KPI) の向上につなげます。

学校再編推進事業

事業内容	少子化による学校の小規模化や施設の老朽化対策、学校と地域の連携など、学校において輻輳する課題を総合的、包括的に検討し、学校毎の学校再編個別計画案を作成したうえで、学校・保護者・地域の方々などと協議をし、通学区域の見直しや学校の統廃合を行うことで、学校再編を推進していきます。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数を一定規模の集団とすることで、多様な考えに触れながら、必要な学力や社会性を身につけられる望ましい学校規模を目指します。 ・老朽化した全ての学校を建替えていくことは難しいことから、学校再編により、一定の学校数に減らし、改修サイクルの確立を可能とすることで、児童生徒の安全確保を図ります。 ・通学区域の見直しなど、学校再編を検討するタイミングで通学区域と地区自治協議会の活動を整理することで、学校と地域のよりよい連携を目指します。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化による小規模校増加に伴い、児童生徒が切磋琢磨しながら学習能力や社会性を高めることができる教育環境づくりが求められています。 ・校舎の老朽化が進み、危険箇所があるため、児童生徒の安全確保を図ることが求められています。 ・学校と地域のよりよい連携のため、学校の通学区域と地域活動の区域のずれを見直すことが求められています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市学校再編計画【第 1 期】に基づいて、今後は実現に向けた実施時期の調整及び建物の設計、建設を行っていきます。 ・統合準備委員会を開催し、学校、地域、保護者等と再編に向けた協議を行っていきます。
関連する各種プラン等	佐世保市学校再編計画【第1期】 佐世保市公共施設適正配置・保全実施計画
施策の KPI との関連性	小規模校を解消し、一定規模以上の集団を確保することで、児童生徒が学習能力や社会性を高めるための教育環境を確保でき、KPI 達成に貢献します。

小学校施設整備事業、中学校施設整備事業

事業内容	小学校、中学校及び義務教育学校における学校施設の大規模な整備を行います。
事業目的	学校施設を適切に維持管理することにより、小学校、中学校及び義務教育学校における安全・安心な教育環境を確保・維持します。
事業遂行上の課題	現在、学校教育に求められる機能や役割が多様化・複雑化している中、学校施設や設備について、適時維持改修を行う必要があります。優先度に基づき年次的に学校施設の老朽化対策の改修等を進めているもの

	<p>の、限られた財源内で、一斉改修などの対応を実施することは難しく、事後的な対策を講じる案件が発生している状況です。</p> <p>また、学校施設は災害発生時における近隣住民の避難場所としての役割も担っており、防災機能や避難所機能といった視点からの充実が求められています。</p>
今後の対応方針	<p>学校施設の健全化のため、老朽化対策・防災機能の強化対策を計画的に、また、予防保全の視点をもって進めることにより、コストの平準化、安全・安心な教育環境の確保を実施していきます。</p>
関連する各種プラン等	<p>佐世保市公共施設等総合管理計画</p> <p>佐世保市公共施設適正配置・保全基本(実施)計画</p> <p>佐世保市学校再編計画</p>
施策の KPI との関係性	<p>学校における児童生徒学習環境を適切に維持管理することで、全国学力調査結果 (KPI) の向上につなげます。</p>

【施策Ⅰ】学校教育の充実(KPI:全国体力・運動能力調査結果(運動好き))

小学校体育推進事業

事業内容	小学校の体育授業に対し、専門的な指導力を持った指導者を派遣して子どもたちに直接的に関わりながら運動のコツやポイントを教えます。
事業目的	子どもたちに運動やスポーツの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせ、さらなる興味・関心を高めることによって、体力の向上及び生涯にわたっての「豊かなスポーツライフ実現」を目指します。
事業遂行上の課題	あらゆる単元や種目の指導を行うサポーターの確保が課題となります。
今後の対応方針	佐世保市スポーツ協会や各競技団体と連携し、新たな指導者の確保を行います。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	本事業の実施により、運動やスポーツが好きな子どもたちを増やし、今後の運動習慣を推進させていくことが、KPI に反映されます。

中学校体育推進事業

事業内容	中学生が運動部活動の成果を競い合う体育大会を実施します。また、課外体育活動の活性化を図るために補助金を交付します。
事業目的	本市の生徒のスポーツ振興及び体力向上に大きな貢献を果たしている運動部活動の成果の発表の場として、本大会に多くの生徒が様々な形で参加することにより、体力の向上及び生涯にわたっての「豊かなスポーツライフ実現」を目指します。
事業遂行上の課題	部活動の地域移行及び合同部活動がより一層推進されたりすることを受け、運動部活動に対する様々なニーズに対応できる体制づくりの検討が課題となります。
今後の対応方針	既存の運動部活動に替わり得る、本市の実態に即したモデルパターンを検討します。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	本事業の実施により、運動やスポーツが好きな子どもたちを増やし、今後の運動習慣を推進させていくことが、KPI に反映されます。

学校体育実技指導研修事業

事業内容	体育学習専門の講師を招き、体育・スポーツに対する学習指導の講習及び実技指導を行い、教職員の指導技術の向上を図ります。
事業目的	子どもたちに運動やスポーツの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせ、さらなる興味・関心を高めることによって、体力の向上及び生涯にわたっての

	「豊かなスポーツライフ実現」を目指します。
事業遂行上の課題	一人でも多くの教職員が進んで参加できるよう、時期の設定や講師の選定等の工夫が課題となります。
今後の対応方針	小・中の体育研究部と連携を密にし、課題の対応に努めます。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関係性	本事業の実施により、運動やスポーツが好きな子どもたちを増やし、今後の運動習慣を推進させていくことが、KPI に反映されます。

【施策 1】学校教育の充実(KPI:全国学習状況調査児童生徒質問紙結果(自己肯定感))

豊かな心をはぐくむ実践事業

事業内容	いのちを見つめる強調月間設定及び講演会を開催します。
事業目的	・児童生徒が、保護者・地域・教師と関わりを深め、人と積極的に関わることで、幸せや生きがいを感じることが出来ます。 ・道徳授業を通して、命の重みについて考えます。
事業遂行上の課題	学校と家庭・地域がこれまで以上に連携し、子どもたちの心を見つめ、生命の尊重をはじめとする道徳性を育むことが課題です。
今後の対応方針	いのちを見つめる強調月間の取組、及びいのちを見つめる講演会の一層の充実を図ります。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	児童生徒の豊かな心を育むために、「いのちを見つめる強調月間」における講演会の実施や学校・家庭・地域社会が連携した豊かな体験活動の実施を推進することにより、KPI 達成に貢献します。

体験学習・環境教育充実事業

事業内容	・小学校 4 年生では、九十九島パールシーリゾートでの自然体験学習、少年科学館での科学体験学習を実施 します。中学校1年生では、専門職員の指導のもと、史跡や遺跡について調査・見学を実施します。 ・長崎県獣医師会佐世保支部による研修会で、適切な小動物の飼育ができるようにします。
事業目的	本市の自然や文化等の貴重な学習素材を活用した体験的な活動を行うことで、児童生徒のふるさと佐世保への関心を高め、郷土に対する誇りと愛情を育てます。
事業遂行上の課題	ふるさと佐世保の豊かな自然や歴史、伝統文化にふれる機会が少なくなっている現在、体験的な活動をとおして具体的に理解させ、郷土に対する誇りと愛情を育てていく教育が重視されています。
今後の対応方針	各体験学習の内容の充実を図ります。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	体験活動をとおしたふるさと佐世保の自然や文化、歴史を学ぶ学習を充実させることにより、KPI 達成に貢献します。

生徒指導充実事業

事業内容	児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、専門相談員の派遣や配置を行うとともに、統合型校務支援システムを活用す
------	--

	ることにより、教職員間で児童生徒の共通理解を図り、生徒指導の充実に努めます。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校等に対し適切に対応します。 ・子どもの心の安定や環境の改善、自尊感情を醸成します。 ・問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
事業遂行上の課題	学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、関係機関と連携した対応が求められています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関との連携を図りながら、スクールカウンセラーや心の教室相談員を効果的に派遣します。 ・教員研修等によりスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの効果的な運用についての理解を深めます。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	教育相談等の充実に努めるとともに、統合型校務支援システムの有効活用を図り、いじめ や 不登校等の未然防止及びその早期発見・早期対応に努めることにより、KPI 達成に貢献します。

人権教育推進事業

事業内容	講演会や研究大会等の実施により、教職員及び保護者（市民）の人権意識の高揚を図り、研究・研修等の充実に努めます。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導方法等が工夫・改善され、児童生徒が人権感覚を十分に身につけることができます。 ・保護者に人権意識の啓発を図ります。
事業遂行上の課題	児童生徒の人権意識の向上を図り、社会情勢の諸課題（いじめ、不登校、非行等）に対応できる態度の育成が求められています。
今後の対応方針	児童生徒の人権意識の向上を図り、社会情勢の諸課題（いじめ、不登校、非行等）に対応できる態度の育成が求められています。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が人権について正しく理解し尊重しあう感性を、生涯にわたり様々な場で身につけること及び地域を取り巻く環境や児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進します。 ・教職員の研修や各学校での校内研修及び研究活動を通して、児童生徒の心の育成と人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上を図ることにより、KPI 達成に貢献します。

教育相談活動事業

事業内容	・子どもの生活・学校・学業・不登校等の問題に対して、来所、電話、メール、訪問、スクールソーシャルワーカー派遣の手段で相談活動を行います。
------	--

	<p>す。</p> <p>・教育支援センター（自立支援教室）を運営し、学校への復帰や社会的自立を支援します。自宅に閉じこもりがちな児童生徒に対してはメンタルフレンドの派遣や、より身近な通級しやすい場所にサテライト教室を開設する事で、通級や関係機関への相談を促します。</p>
事業目的	<p>・相談者が抱える学校や学業への不安、子どもの教育や生活に関する悩みが緩和され、あるいは乗り越えて解決につながることを目的としています。</p> <p>・不登校の児童生徒が自立支援教室での小集団活動を通して不安や悩みを解消し、社会に適応できる能力を育み、学校復帰や社会的自立を支援します。</p>
事業遂行上の課題	<p>不登校等の原因は、学校教育の問題だけでなく、社会の環境変化の問題でもあります。本市の不登校の出現率（不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数）は、小学校、中学校ともに年々増加傾向にあり、各学校の早期対応や学校適応指導教室との連携、不登校児童生徒が安心して学べる場・環境の提供、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の効果的な活用など、さらなる対策が必要です。</p>
今後の対応方針	<p>本市における不登校児童生徒数も増加傾向にあり、特に小学生が増加しています。不登校の児童生徒に適切に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、学校や家庭、関係機関が連携して児童生徒に寄り添い社会的自立に向けた支援を継続的に行うことが重要であり、課題や困り感を抱える子どもや家庭に対して、教育・福祉の両面にわたり、一体化した継続的かつ伴走型の支援・対応を実現していく必要があります。</p>
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関係性	<p>学校生活に対する不安や原因を教育相談活動によって緩和し解決につなげていく事や、不登校児童生徒の社会的自立を支援する事で、上位施策に貢献します。</p>

【施策2】豊かな心を育むまちづくり

（施策の目的）

学校・地域・家庭が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的とします。

（問題点の整理）

核家族化や少子高齢化、デジタル化の進展等により、子どもを取り巻く環境が変化している中で、他者への関心の低下等から、子どもを健やかに育む地域の連携・支援等が希薄化（弱体化）しています。

（問題解決の方向性）

学校・地域・家庭が連携し社会全体で、豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成活動や体験学習活動を推進します。

1 施策の目標

KPI （重要業績評価指標）	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和9年度）
地域学校協働活動等に携わった大人の人数	10,692人	30,000人
健全育成事業への参加者数	13,376人	18,000人

2 施策の方向性

● 学校・地域・家庭・行政の連携促進

子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・地域・家庭が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための地域学校協働活動の充実に努めるとともに、保護者や青少年育成関係者をはじめとした市民への研修・支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ります。

● 青少年の健全育成

青少年健全育成を行う団体への支援を通じて、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成するとともに、青少年を取り巻く環境に目を配りながら、非行・犯罪の未然防止のための活動を地道に行うことで、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施していきます。

また、「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくためには、佐世保市徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取り組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていきます。

【施策2】豊かな心を育むまちづくり(KPI:地域学校協働活動等に携わった大人の人数)

学社融合推進事業

事業内容	各小中学校への学校支援会議の設置や放課後子ども教室、地域未来塾の開設、地域学校協働活動の推進
事業目的	学校・家庭・地域が連携した教育コミュニティの形成による支援・見守り環境の充実
事業遂行上の課題	各学校に設置している学校支援会議の効果的な運営に向けて、学校と連携しながら制度を構築する必要があります。
今後の対応方針	放課後の居場所づくりについては子ども未来部との連携をもとに展開します。地域未来塾については事業の拡充に向けて受託者とともに運営方法の見直しを行い、試行的拡充を図っていきます。
関連する各種プラン等	放課後子どもプラン
施策のKPIとの関連性	放課後子ども教室や地域未来塾、地域学校協働活動の実施と推進によって、子どもを地域や家庭で育む活動の活性化に繋がり、KPI(放課後子ども教室に携わった大人の人数)の成果向上に貢献する。

家庭教育推進事業

事業内容	入学前児童の保護者や中学生及び保護者等を対象とした研修会等の開催や団体(市PTA連合会)との協働事業の実施
事業目的	家庭教育そのものやその重要性を保護者に認識してもらうと共に、PTA活動の認知や必要性等の浸透を図り活動の活性化に繋げる。
事業遂行上の課題	社会が複雑に多様化する中、家庭環境も大きく変化しPTAの必要性についても問われています。また乳幼児や青少年を取り巻くメディア利用について、新たな問題となっています。
今後の対応方針	家庭教育力の向上を目指し、社会全体で子どもたちを育てることが重要であり、子育てに最も関わりのあるPTAと連携を深め、PTA活動の活性化に繋がります。またメディア安全指導員派遣事業を推進することで、より効果的な事業展開に努め、家庭教育を支援します。
関連する各種プラン等	放課後子どもプラン

施策の KPI との関連性	研修会や共同事業の実施によって、子どもたちを地域で育てる大人の増加を促していきます。
---------------	--

【施策 2】豊かな心を育むまちづくり (KPI:健全育成事業への参加者数)

青少年教育事業

事業内容	青少年の健全育成活動を行う団体への補助金交付と当該団体との共催による研修会・意見発表会の開催
事業目的	市民や青少年育成関係者に青少年への理解を深めてもらい、時代に即した指導・助言による地域で児童生徒を見守る環境の充実を図る。
事業遂行上の課題	地域の健全育成会組織を担う次世代の人材の確保。SNS などのメディアによる青少年を取り巻く脅威。
今後の対応方針	「佐世保市青少年育成連盟」と連携し、市内全域を対象とした健全育成活動を展開していく。また、健全育成活動は恒常的に続いていくものであり、各中学校区の健全育成組織が地区自治協議会に再編合流する場合には、地域における健全育成活動が担保されるよう団体間の調整を支援する。
関連する各種プラン等	ココロねっこ運動(長崎県子育て条例第 22 条)
施策の KPI との関連性	青少年の健全育成活動を行う団体への補助金交付による市内の各育成会の活動の活性化と研修会・意見発表会の開催等により、青少年育成活動に携わる大人の人数の増加を促すことは、直接的に KPI の向上に寄与していくものと思われる。

青少年非行防止推進事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補導担当職員による市中心部の巡回補導と委嘱補導委員による各地区の巡回補導するほか、ネットパトロールによる SNS の巡視を行います。 ・白ポストを市内 16 カ所に設置し、投入された有害図書を回収・廃棄するほか、コンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等店舗立入調査を行います。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な巡回による声掛けによって、青少年の非行や危険な行為を未然に防ぎます。 ・青少年にとって有害となる環境の浄化に努めます。 ・非行防止及び健全育成についての意識を高め、積極的な声かけのある地域づくりを目指します。

事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・補導委員の数が1名減となり、地区補連は、高齢化及び後継者不足で、定数割れしています。 ・白ポスト設置主体である県は、白ポスト廃止の方向に向かっており、老朽化したポストの更新や増設は難しい状況です。 ・ネット環境の普及は拡大し続け、スマホを所持している年齢も低年齢化しており、インターネット(SNS)などを介した、子どもが被害者、あるいは加害者となる事件・事故が増加しています。 ・闇バイトに中学生が関わる事件も発生しています。 ・非行は潜在化し、補導活動では直接的に非行を止める事に結び付かないため、潜在的効果があっても、不要論に対抗するデータも存在していません。 ・ネットパトロール、メディア安全指導、立入調査等の取組が行われていますが、インターネット上の有害情報の氾濫、店頭で販売されている有害図書など、子どもの身近にその健全育成を阻む要因が多数存在しているのが現状です。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが事件・事故に巻き込まれないように、学校・家庭・警察・地域ボランティア・関係機関等と連携して見守っていく体制の強化が必要です。 ・有害図書の回収・廃棄やコンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等への立入調査・指導により青少年にとって好ましい環境作りに努めていきます。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	補導委員が巡回補導で地域の見守り活動を行ったり、有害図書の回収や立入調査などの環境浄化活動を行ったりすることで、健全育成の心の醸成を図り、上位施策に寄与します。

徳育推進事業

事業内容	一徳運動を柱とした徳育に関する啓発活動の実施と共に、徳育を推進する団体との官民協働による事業の実施
事業目的	市民に徳育の必要性を認識してもらい、自らの生活や活動の中に意識付けを行ってもらう
事業遂行上の課題	子育て世代含む、若い世代へのアプローチ不足。継続的な徳育の普及・啓発のための事業手法の検討。
今後の対応方針	取り組みの大きな柱である「一徳運動」を中心に「佐世保徳育推

	進会議」と連携しながら市民に対して様々な働きかけを実施。
関連する各種プラン等	徳育のための行動計画(～令和元年度)
施策の KPI との関連性	一徳運動の展開、フォーラム等の啓発活動を、子どものみならず大人に対しても展開していくことで、市民全体の豊かな心をはぐくみ、社会の健全育成のための事業に参加する人数を増やすことに貢献していく。

【施策3】生涯学習の充実

（施策の目的）

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習に取り組むことができる環境を充実させることを目的とします。

（問題点の整理）

新型コロナウイルス感染症の拡大により一時縮小した生涯学習活動を再開し、さらに活動の幅を広げるよう取り組む必要があります。

（問題解決の方向性）

社会の変化に応じて多様な学習の場を提供し、デジタル技術を活用した学習環境の整備等にも取り組むことで、生涯学習の推進を図ります。

1 施策の目標

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
生涯学習事業への参加者数	133,504人	150,000人
生涯学習拠点施設の利用者数	1,047,685人 (802,211人)※	1,269,000人 (900,000人)※

2 施策の方向性

● 生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」(コミュニティセンター、少年科学館等)と「情報」(主催講座や講演会、体験活動、地域の社会教育活動等)の提供や周知を図ります。

● 生涯学習の充実

生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

また、本市の特性と資源を活かし世界で活躍できる人材の育成と都市アイデンティティ※の確立のため、グローバル教育に関する事業を展開します。

● 歴史文化の保存・活用・継承

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産(有形・無形文化財、伝統文化等)を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備・伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。また、郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会の提供を図ります。

【施策3】生涯学習の充実(KPI:生涯学習事業への参加者数)

生涯学習推進事業

事業内容	「生涯学習まちづくり推進計画」に基づく学習情報や学習機会の提供 「読書大好き佐世保っ子プラン」に基づく子どもの読書活動の推進
事業目的	市民が主体性を持って地域特性を生かした街づくりや交流活動を実践していくこと 読書を通して、幅広い知識を身につけ、感性豊かで人間性あふれる”佐世保っ子“を育む
事業遂行上の課題	地域や各学校で活動する図書ボランティアの担い手不足。
今後の対応方針	子どもの読書活動を推進するため、学校、図書館、地区公民館等関係機関が連携し「第3次佐世保市子ども読書プラン」の推進を図る。
関連する各種プラン等	「生涯学習まちづくり計画」(~令和元年度) 「読書大好き佐世保っ子プラン」(~令和元年度) 「第3次佐世保市子ども読書プラン」(令和2年度~)
施策のKPIとの関連性	生涯学習の情報・機会・場の提供によって「学ぶ環境」の充実に努め、市民が主体性を持って地域特性を生かした街づくりや交流活動を実践し、発表する(具現化する)ことによって、多くの市民が生涯学習に取り組むことに繋がっていく。

生涯学習支援事業

事業内容	魅力ある地域づくりやコミュニティ活性化に資する生涯学習活動への補助金による支援
事業目的	地域住民が主体となった生涯学習やまちづくりの活動の活性化
事業遂行上の課題	
今後の対応方針	生涯学習推進会と地区自治協議会の合流及び合流後の団体間調整を支援し、補助額だけではなく地域における生涯学習活動を継続していくよう働きかけを実施。
関連する各種プラン等	「生涯学習まちづくり推進計画」(~令和元年度)
施策のKPIとの関連性	生涯学習活動への補助金による支援は、住民の生涯学習や地域コミュニティ活動の活性化を支援促進し、事業へ多くの市民を参加させることに繋がっていく。

英語シャワー事業

事業内容	官民協働の手法を用いて、本市の特徴を生かし身近に英語に触れ日頃の学習成果を実践できる機会と場所をつくる
------	---

事業目的	「英語を話し実践することが出来る」環境づくりを進め、グローバル人材の育成を図る
事業遂行上の課題	日本人及び外国人の認知不足。イベント型以外の日常的な事業の展開。
今後の対応方針	専用 web サイトや SNS 等による効果的な情報発信。関係課かいや民間との既存事業の連携による新たな展開。
関連する各種プラン等	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標2 佐世保市を、みんなが住みたい「夢をかなえるまち」に 施策①-1 若い世代が活躍するまちをつくる
施策の KPI との関連性	今後、イベント性の高い事業に併せて日常的に英語に触れ、親しんでいる事業を開始・展開していくことによって、直接的に KPI 達成に貢献していく。

文化財の調査・保護・活用事業

事業内容	国・県・市指定を中心とする文化財の維持管理のほか、埋蔵文化財、近代化遺産など文化財全般の調査、保護、活用事業を行います。
事業目的	文化財の保存と公開活用を推進し、市民が文化財に触れ合う機会を提供し、郷土愛や文化財保護意識の醸成を図ります。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、文化財として取り扱われる範囲が広がっており、保護対象となる文化財が増加しているほか、民間開発に伴う埋蔵文化財の調査件数も増加するなど、業務が拡大しています。 ・文化財保護団体の高齢化が進んでおり、次世代の担い手不足が深刻となっています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用に関するマスタープラン及びアクションプランである文化財保存活用地域計画（令和 7 年策定予定）に基づき、関係機関・団体と連携しながら、効率的、効果的な文化財の調査・保護及び活用を図っていきます。 ・文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されているため、文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信していきます。
関連する各種プラン等	佐世保市文化財保存活用地域計画（令和 7 年策定予定）
施策の KPI との関連性	文化財の調査研究や指定等に取り組むことにより、学術的価値が明らかとなるほか、保存整備も促進され、生涯学習の場が増えるとともに、文化財保護意識の醸成や伝統文化への継承にもつながり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

世界遺産保存整備事業

事業内容	平成 30 年 7 月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏
------	-------------------------------------

	キリシタン関連遺産」の構成資産である「黒島の集落」において、文化的景観、黒島天主堂等を適切に保存活用するため、各種調査・作業を行います。
事業目的	世界遺産「黒島の集落」の構成要素の適切な保存・管理を行い、歴史ある集落を末永く後世に継承します。
事業遂行上の課題	集落の維持と地域活性化が課題です。また、世界遺産登録に伴う観光客の増加は、地域活性化につながる要素がある一方で、環境の悪化や住民と観光客との摩擦などの弊害も懸念されます。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産としての価値を保全しつつ、効果的に活用していく必要があるため、黒島地区の住民や関係機関及び関係区市町等と連携、協力しながら適切な保存・管理、各種事業を実施していきます。 ・世界遺産としての価値を広く市民に理解していただき、保護意識の醸成につなげていくため、さらなる周知啓発を図っていきます。
関連する各種プラン等	西九州させば広域都市圏ビジョン
施策の KPI との関連性	世界遺産としての価値の保全や、その効果的な活用を通じて、関係機関や国・県と連携・協力することで、地域活性化や誘客が図られるとともに市民の関心も高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

福井洞窟整備・発掘事業

事業内容	本市文化財の特色である洞窟遺跡群の中で、国指定史跡である福井洞窟を中心として発掘調査や史跡整備を行い、文化財の調査・保護・活用事業を推進します。
事業目的	福井洞窟を通じて本市文化財に対する理解を深めてもらい、史跡を良好に保存・活用し、次世代に継承します。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市外に分散保管されている過去の出土資料の本市への移管が必要です。 ・福井洞窟現地と現地から離れた場所にあるガイダンス施設との連携を図るよう文化庁から指導を受けています。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の出土資料を保管している大学との連携を継続するとともに、過去の出土資料の借用・移管を目指します。 ・保存活用計画に基づき、広く一般への周知啓発を行い、特別史跡に向けた調査・研究や洞窟遺跡群全体の調査・保護・活用を推進します。 ・史跡の保存整備やガイダンス施設の運用支援について、地元関係団体等と連携を図り、地域の財産として長く親しまれるような取組を行います。
関連する各種プラン等	福井洞窟保存活用計画
施策の KPI との関連性	国史跡「福井洞窟」を適切に保存管理し、積極的に公開活用を図ることにより、郷土の歴史や文化財に対する市民の関心が高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

針尾送信所保存整備事業

事業内容	重要文化財旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設の保存・活用を行います。
事業目的	針尾送信所を通じて本市の近代化遺産に対する理解を深めてもらい、文化財を良好に保存・活用し、次世代に継承します。
事業遂行上の課題	平成 28 年度に鎮守府のストーリーが日本遺産に認定され、針尾送信所等の近代化遺産に注目が集まっており、年々見学者が増えている状況があり、文化財としての適切な保存や良好な見学環境の整備が求められています。
今後の対応方針	平成 26 年度に策定した針尾送信所に関する保存活用計画を基に、駐車場、園路、説明板等の公開活用に関する整備を行ってきており、今後は、具体的な展示計画及び修理計画を検討・策定し、計画に基づいた事業を推進します。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	針尾送信所施設は、日本遺産「鎮守府・佐世保」のシンボリックな存在となっており、適切に保存管理することはもとより、積極的に公開活用を図ることにより、郷土の歴史や文化財に対する市民の関心が高まり、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

文化財展示施設等管理運営事業

事業内容	各地区文化財展示施設の適切な管理・運営を行います。
事業目的	各地区の歴史的な特徴に対する理解を深め、郷土学習の拠点としての活用を推進します。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市文化財行政の推進上、分散した展示収蔵施設を集約した施設の設置の必要性は高く、地元歴史団体や文化財附属機関からも意見が上がっています。 ・事業の目的を踏まえながら、各館の効率的な運営を検討する必要があります。
今後の対応方針	これまでに検討された博物館構想や埋蔵文化財センターなどの施設について継続して研究を行いつつ、施設の老朽化がみられる展示施設については、各館近隣にある本市施設への複合化を含め、資料の展示、収蔵、管理のあり方を含め検討していきます。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	文化財展示施設等を適切に維持管理し、郷土学習の場を提供することにより、市民が自主的に学ぶことができ、生涯学習事業への参加者数の増加に寄与します。

【施策 3】生涯学習の充実 (KPI:生涯学習拠点施設の利用者数)

総合教育センター事業

事業内容	・総合教育センターの管理・運営を行います。
事業目的	・総合教育センターを構成する3館(教育センター、少年科学館、清水地区コミュニティセンター)の特性を活かし、連携を図りながら市民へ効果的に学習機会を提供できるよう施設の管理・運営を行っています。
事業遂行上の課題	・総合教育センターは、「教育センター」「少年科学館」「清水地区コミュニティセンター」における各事業展開はもとより、複合施設の特性を生かした施設運営を行っていますが、施設の利用推進とともに施設の経年やゼロカーボンへの取組みを念頭においた計画的な施設の維持管理を進めていく必要があります。
今後の対応方針	・総合教育センターでは、清水地区コミュニティセンターを含め、複合施設として生涯学習情報や市民ニーズ・地域課題の解決に応じた学習機会の場の提供を積極的に行うため、適切な維持管理を行っていきます。
関連する各種プラン等	
施策の KPI との関連性	生涯学習拠点施設として教育センター研修室及び少年科学館等施設を適切に維持管理し、安全・快適な環境の保全や、利用者数の維持、増加を図ります。

少年科学館事業

事業内容	プラネタリウム番組を放映します。プラネタリウムイベント・天体観望会・科学教室・科学行事等を開催します。
事業目的	・子どもたちの科学に対する関心を高め、豊かな創造力と探究心を養い、未来の科学技術の発展に寄与する青少年を育成します。 ・天文に関する学習の機会を提供し、市民の科学に対する興味関心を高めます。
事業遂行上の課題	・学年があがるにつれ、科学教室や科学行事等への参加が少なくなる傾向が見られます。科学館来訪のきっかけづくりや魅力ある企画、さまざまな情報提供を行っていく必要があります。 ・運営費不足により、効果的な事業展開のためには、様々な工夫をしていく必要があります。
今後の対応方針	・科学館来訪のきっかけづくりとなるよう、科学館だよりを隔月発行し、小中学生へ配布します。ホームページや Edu ポータルへ情報を掲載します。SNS を活用した情報提供を行います。 ・佐世保市包括連携企業や関係団体、他課と連携・協力し、効果的な事業展開を工夫します。
関連する各種プラン等	

施策の KPI との関連性	プラネタリウムの適切な管理運営や魅力ある主催講座の実施、それを行う職員のスキルアップによって、天文をはじめとする科学学習拠点としての活性化を図り、学びに訪れる来館者数の維持・増加につなげます。
---------------	--

コミュニティセンター活性化事業

事業内容	市民のニーズや地域の課題等を据えた講座の開催
事業目的	市民の学習意欲の向上・学習成果の披露や地域への還元と共に公民館職員の資質向上
事業遂行上の課題	
今後の対応方針	生涯学習の拠点となる地区公民館の役割を明確化し、運営の充実に努め、学びの成果を地域のまちづくりに反映できるような講座等を実施。
関連する各種プラン等	佐世保市生涯学習のまちづくり推進計画（～令和元年度）
施策の KPI との関連性	魅力ある主催講座や地域の課題に即した講座の実施、それを行う公民館職員のスキルアップによって、地区公民館の生涯学習拠点としての活性化を図ることは、必然的に学びに訪れる来館者数の増加をもたらす。

【政策を支える包括的な事務事業】

教育行政一般管理事業

事業内容	離島地区に保有する教職員住宅の維持管理及び、小中学校の統廃合後の跡地など、所管する公有財産の維持管理を行います。
事業目的	教職員の健全な住環境を確保し、教育環境の質的向上につなげます。
事業遂行上の課題	離島地区に保有する教職員住宅については昭和40年代から建築され、老朽化等に対応するための小規模な補修・改修工事等を行っているものの、改築や大規模な改修などによる抜本的な改善が必要な状況です。
今後の対応方針	教職員住宅について、計画的な整備・更新を行います。
関連する各種プラン等	

私立学校助成事業

事業内容	佐世保市内の私立高校に対する支援
事業目的	私立学校教育の健全な発展と本市教育の振興を図る
事業遂行上の課題	昭和 30 年条例制定以降、一度も見直しをすることなく、約 70 年もの間助成を行っており、時代の変化に対応できていません。
今後の対応方針	多様性が重視される現代社会において、小学校から高等学校卒業までの継続した見守り・支援を行うため、新たな支援の枠組みを構築します。
関連する各種プラン等	

奨学金充実事業

事業内容	奨学金制度の活用による就学環境の整備
事業目的	教育の機会均等及び有為な人材の育成
事業遂行上の課題	少子化や国・県による教育費支援により、佐世保市奨学金の新規貸付者数が減少傾向にあります。
今後の対応方針	今後、奨学金制度の研究を進める必要があります。
関連する各種プラン等	

幼児ことばの教室運営事業

事業内容	
事業目的	

事業遂行上の課題	
今後の対応方針	
関連する各種プラン等	

小学校管理運営事業、中学校管理運営事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校及び義務教育学校における点検・保守等、施設管理全般を行います。 ・市立小・中学校及び義務教育学校の管理運営、施設管理全般に要する経費を管理します。(学校の施設維持管理等に係る光熱水費や業務委託料の支出、図書や教材等教育活動で使用する備品等の購入他)
事業目的	児童生徒が安全で充実した学校生活を送るために必要な環境を、効果的かつ効率的に整えます。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の保有する設備などの保守点検業務については、労務費等の経費が年々増加している状況です。 ・学校施設だけでなく、浄化槽や高電圧受変電設備など、大型設備についても老朽化が進んでいます。 ・学校での多様な課題や環境変化に対応するため、各種の経費を要しています。 ・児童数の動向等に左右されますが、効率的な予算執行を念頭に、質を維持しつつ、コスト縮減に努め、安定的かつ効果的な学校運営を引き続き図っていく必要があります。
今後の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等の保安・点検については、安全性の確保を図ったうえで、コストや効率的な面で最善と思われる方法で整備を行います。 ・設備等の整備にあっては、コストや効率的な面で妥当と思われる方法で整備を行います。 ・学校での経費節減意識を高めつつ、コスト縮減により義務教育環境の質が低下することのないよう、効果的かつ効率的な経費の支出を行います。
関連する各種プラン等	

小学校施設維持改修事業、中学校施設維持改修事業

事業内容	小学校、中学校及び義務教育学校における学校施設の小規模な整備を行います。
事業目的	学校施設を適切に維持管理することにより、小学校、中学校及び義務教育学校における安全・安心な教育環境を確保・維持します。
事業遂行上の課題	現在、学校教育に求められる機能や役割が多様化・複雑化している中、学校施設や設備について、適時維持改修を行う必要があります。

	校長会、PTA などからの要望に基づき小規模な修繕や改修等を進めているものの、限られた財源内で、全ての要望に対応することは難しく、事後的な対策を講じる案件が発生している状況です。
今後の対応方針	学校施設の健全化のため、老朽化対策・防災機能の強化対策を計画的に、また、予防保全の視点をもって進めることにより、コストの平準化、安全・安心な教育環境の確保を実施していきます。
関連する各種プラン等	佐世保市公共施設等総合管理計画 佐世保市公共施設適正配置・保全基本(実施)計画 佐世保市学校再編計画

小学校児童助成事業、中学校生徒助成事業

事業内容	就学に必要な経費の助成(就学援助費及び特別支援教育に係る就学奨励費)、通学に係る経費の補助を行います。
事業目的	就学に必要な経費の助成及び通学費の補助を行うことにより、保護者の経済的負担軽減を図り、児童生徒が等しく教育を受けられることを目的としています。
事業遂行上の課題	経済的に厳しい家庭が多く存在しており、保護者の教育負担軽減のため、今後も継続した経済的支援が必要です。
今後の対応方針	必要な世帯が確実に受給できるように、現行の手法を継続しつつ、オンライン申請の導入を図る等、更なる保護者の申請負担軽減を図っていきます。
関連する各種プラン等	

社会教育行政一般管理事業

事業内容	職員を確保し、また専門委員会を開催し研究協議の場を設ける
事業目的	社会教育に関する事務事業の円滑な遂行
事業遂行上の課題	
今後の対応方針	社会教育事業の実施にかかる円滑着実な事務処理の継続的实施
関連する各種プラン等	

人権講座事業

事業内容	地区公民館や教育集会所での人権・同和講座の開催
事業目的	市民に人権・同和問題に理解と認識を深め、確かな人権意識を持ってもらう
事業遂行上の課題	LGBT や SNS の誹謗中傷など新たな人権問題や時代の早い動きに対応

	じた社会の理解。
今後の対応方針	地区公民館や教育集会所で人権に関する主催講座を継続するよう、様々な視点からの人権意識を探る仕組みづくりを行う。
関連する各種プラン等	佐世保市人権教育・啓発基本計画

成人式典事業

事業内容	成人式典の開催
事業目的	新成人に大人としての自覚を促すとともに、新成人の新たな門出を祝福するため、成人式典を開催するもの
事業遂行上の課題	
今後の対応方針	ボランティア形式で成人式典検討会の委員を募集し、従前の委託形式ではなく、市の直営として検討会の運営を行っていき、新成人の意見をうまく取り入れながら、式典内容の充実を図る
関連する各種プラン等	

スポーツ行政一般管理事業

事業内容	佐世保市体育行政に係る事務を円滑に実施します。
事業目的	佐世保市体育行政の円滑で効率のよい運営を図り、スポーツの底辺拡大や競技力の向上を行い体育スポーツの振興を目的としています。
事業遂行上の課題	国において「第3期スポーツ基本計画」が策定され、子どもの体力向上、生涯スポーツを推進していく必要があります。
今後の対応方針	国が策定した「第3期スポーツ基本計画」及び、本市における「スポーツ推進計画」に念頭に、取組を実施していきます。
関連する各種プラン等	

子どもの安全対策事業

事業内容	子どもを事故から守る協議会や子ども110番の家との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が協力・連携して組織的な安全教育活動の展開を図っています。
事業目的	・通学路等の安全確保や、安全教育の充実により事故を未然に防ぎます。 ・協議会の開催を通じて、関係者相互の情報共有と協力連携体制の強化を図ります。
事業遂行上の課題	・登下校時における通学路の安全対策（防犯含む）は喫緊の課題であり、関連諸機関等地域社会との連携協力体制について一層の強化が必

	<p>要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の事故(生活事故・非行事故・交通事故・犯罪被害など)の対応が必要です。 ・学校、家庭、地域社会の連携のさらなる強化が必要です。
今後の対応方針	学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、子どもが安全で充実した生活を送れるように引き続き事業を実施していきます。
関連する各種プラン等	

学校保健管理事業

事業内容	園児、児童生徒及び教職員の健康診断、健康管理実施並びに学校環境衛生の適正を図ります。
事業目的	健康教育の推進を図り、学校保健活動の円滑な実施に対応することにより、園児・児童生徒及び教職員が健康を維持し、集中して学習や運動に取り組むことができるよう事業を実施します。
事業遂行上の課題	教職員のストレスチェック制度受験の徹底が必要です。
今後の対応方針	事業目的を念頭に、引き続き安定的かつ効果的に事業を実施します。
関連する各種プラン等	

学校給食事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の小・中学校及び義務教育学校に、安全安心でおいしい給食の提供を行い、児童生徒が給食を生きた教材として、食を正しく理解できるようにします。 ・献立作成、食材発注、調理、配送等、学校給食全般にかかる事業を行います。 ・給食施設の維持管理面においては、各種設備点検、計画的な設備機器の更新を図り適切な管理運営に努めます。 ・給食に従事する職員が、常に衛生面に留意し、安全でおいしい給食を提供します。 ・学校給食費における公会計化を実施し、学校給食費の徴収、管理業務を行います。
事業目的	安全安心な給食の提供を図るために必要な整備を実施します。
事業遂行上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食室の調理機器等備品の多くは耐用年数を迎えており、安全安心な給食を提供するために計画的な更新が必要です。 ・学校給食費を負担している保護者に、学校給食のあり方や給食費について理解してもらい、学校給食費の未納者を減少させ、収納率を向上させる必要があります。
今後の対応方針	・学校給食室の調理場や備品類の老朽化に対応するため、更新手続き

	<p>に対応していくとともに、施設集約等の検討を行う必要があります。</p> <p>・学校給食費の未納者に対して、督促をしても支払わない対象者へは「法的措置」をとる等、収納率向上に向けた対応が必要です。</p>
関連する各種プラン等	<p>「佐世保市立学校給食実施方針」</p> <p>「佐世保市公共施設適正配置・保全実施計画」</p> <p>「第4次佐世保市食育推進実施プラン」</p>

「人づくり」にかかる人件費

事業内容	教育長、教育委員会職員の給与費、退職手当負担金、各種手当等
------	-------------------------------

(子ども未来政策)

【施策3】 幼児教育・保育の充実

(施策の目的)

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

(問題点の整理)

保育所等の待機児童について、平成 17 年度から年度当初には発生していないものの、年度途中において解消するまでには至っていない状況にあります。また、ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細かなものに変化しています。

一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の確保が重視される傾向にあります。

(問題解決の方向性)

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

1 施策の目標

KPI (重要業績評価指標)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
保育所等待機児童数(10 月 1 日現在)	0 人	0 人

2 施策の方向性

● 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

安心してこどもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。

また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

● 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ってまいります。

【施策 3】幼児教育・保育の充実(KPI:保育所等待機児童数(10月1日現在))

公立幼稚園管理運営事業

事業内容	公立幼稚園及び幼児まどか教室の管理・運営を行います。
事業目的	・公立幼稚園を円滑に運営し、園児がより良い幼児教育を受けられる環境を整えます。 ・発達に心配のある園児を幼児まどか教室に通級させ、発達指導及び保護者の相談等を行います。
事業遂行上の課題	子どもを取り巻く急激な環境変化の中、多様な保育ニーズに対応していきながら、質の高い幼児教育を行っていく必要があります。
今後の対応方針	・平成 29 年度から開始した預かり保育、幼児まどか教室の充実を図ります。 (幼児まどか教室:発達に心配のある幼児の通級学級) ・幼児教育センター及び幼児まどか教室の実践園として質の高い幼児教育を提供します。
関連する各種プラン等	第 2 期新させばっ子未来プラン
施策の KPI との関連性	公立幼稚園の利用需要に対し、必要な利用定員を確保するよう努めることで、KPI の達成に寄与します。

幼児教育センター管理運営事業

事業内容	本市の乳幼児の健全な育成を目指し、幼児教育の充実推進及び子育て支援等に資することを目的とします。 ・教職員や保育者等の研修事業 ・子育て相談・子育て支援事業 ・幼児教育全般に関する調査・研究事業
事業目的	幼児教育関係者が幼児教育に対する理解や専門性を高めるとともに、乳幼児を子育て中の保護者等が、安心して子育てに取り組めるよう支援します。
事業遂行上の課題	平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援3法」、平成 30 年度実施の「幼稚園教育要領」等3法令の改訂、令和元年10月実施の「幼児教育・保育の無償化」と、取り巻く環境の急激な変化に伴い、幼児教育・保育の質の向上を図ること、子育て支援に関して正しい情報を周知していくこと等が求められています。
今後の対応方針	・幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携し、調査・研究を行うとともに、幼児教育・保育施設及び小学校へ研究結果の情報を発信します。 ・幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検

	<p>討を行うとともに、「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体の教職員等も対象とした研修会等を開催します。</p> <p>・保幼小連携協議会や関係団体との連携を深めながら、「保幼小連携接続カリキュラム」の有効活用や必要な見直し等を通じ、全市的に保幼小連携を推進します。</p> <p>・特別支援教育に関する研修会等の実施や特別支援学校、まどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通して、特別支援教育等を担う保育士や幼稚園教諭等の資質向上を図ります。</p> <p>・遊びの広場を通して、乳幼児とその保護者のニーズを把握しながら、必要に応じて内容を見直し、子育て支援の充実を図ります。</p>
関連する各種プラン等	<p>第2期新させばっ子未来プラン 西九州させば広域都市圏ビジョン</p>
施策の KPI との関連性	<p>幼児教育に対する理解や専門性を高める研修体制を整え、幼児教育の質の向上を図り、幼児教育関係者等の確保に繋げることで、必要な供給量を確保し、KPI の達成に寄与します。</p>

第4章 中長期視点での展開について

1 新たな「学校改革」ステージへ

これまで、児童生徒を取り巻く諸課題に対応するために、教育委員会では、学校教育に関して、「Ⅰ. 学校再編計画の実行、新しい学校の創造へ」、「Ⅱ. スマート・スクール・SASEBO 構想の実践」「Ⅲ. 教職員の働き方改革を進め、成果を生かす」の3つの柱に基づいて学校改革に取り組んできており、改革の中で様々な施策が実現し、その成果も見えてきているところ

です。
しかしながら society 5. 0時代の到来をはじめ、予想できない程の速度で社会全体が変化を遂げる中で、児童生徒をはじめとした全ての市民が、予測困難な未来を力強く切り拓き、より良い自己実現と豊かな社会づくりを推進することができるような資質能力を育成するためには、新たな学校教育を生み出す改革はさらにニーズを増しているところです。

また、新たな学校教育のミッションに効果的に対応するためには、予算の効率的な執行を含めた持続可能な学校フレームの創造が不可欠であり、また、課題に対応するマンパワーの整備が必要です。そこで、今後は、以下の点を中心に新たな学校改革を推進することとします。

(1) 学校再編計画の実行、新しい学校の創造へ

- ① 学校再編の着実な推進
- ② 効率的で、計画的な学校施設管理／整備体制の構築
 - ・総合管理計画と整合した施設整備計画の策定、実行
 - ・PPP（包括管理委託、設計施工一括発注等）手法の導入
 - ・プール、給食調理室のセンター化
- ③ 学校スタッフの見直し
 - ・現業職（学校管理員・夜間代行員・給食調理員）の見直し（包括管理委託）
- ④ 給食提供方式の見直し
 - ・自校給食、合併地区給食センターの順次廃止と新たに2か所の給食センターの運用
- ⑤ 国県との役割の明確化による市費負担教職員の目的的配置
 - ・少人数指導支援講師配置の廃止
 - ・特別支援教育補助指導員の拡充

・心の教室相談員の拡充

⑥ 新たな中学校部活動の創造

・中学校部活動の地域移行に向けた SASEBO プランの実現

(2) 誰一人取り残さない教育システムとこども家庭総合支援システムの創造

① 不登校特例校と夜間中学校を併せ持つ新たな学校の創造

・市内全域から通学可能な義務教育就学機会を保障する新たな学校

(在籍型・通級型・オンライン型・高校在籍型等の日本初のシステム構築)

② 不登校やいじめ等の学校支援と虐待やヤングケアラー等の家庭支援を一体的に、かつ、組織や生育時期に関わらず連動的に対応する組織の創設

2 豊かな心を育むまちづくり

核家族化や少子高齢化などにより、子どもを取り巻く環境が変化している中で、他者への関心の低下等から、子どもを健やかに育む地域の連携・支援等が希薄化（弱体化）していることから、学校・家庭・地域社会が連携することで、社会全体で子どもの豊かな心や人間性と社会性を育む地域の教育力を高め、青少年の健全育成や体験学習活動等を推進してきているところです。しかしながら、一朝一夕で効果が表れるものでなく、関係者の理解を得ながら継続した取り組みが必要です。

(1) 学校・家庭・地域社会・行政の連携促進

子どもたちを地域で見守り心豊かに育むため、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、安全で豊かな放課後の時間を実現するための放課後子どもプランや地域未来塾といった地域学校協働活動の充実に努めるとともに、保護者や青少年育成関係者をはじめとした市民への研修・支援等を行うことにより、子どもたちを健やかに育む地域の教育力の向上を図ってまいります。

① 学社融合の推進

各小・中学校及び義務教育学校への学校支援会議の設置や放課後子ども教室、地域未来塾の開設を通じ、地域学校協働活動の推進を図る

- ・放課後の居場所づくりについては子ども未来部との連携をもとに展開
- ・地域未来塾事業の拡充に向けて受託者とともに運営方法の検討

②家庭教育の推進

入学前児童の保護者や中学校及び保護者等を対象とした研修会等の開催や団体（佐世保市PTA連合会等）との協働事業を実施する。

- ・PTAと連携を深め、PTA活動の活性化に繋げる

（２）青少年の健全育成

青少年の健全育成を行う団体を支援し、地域での啓発活動や環境浄化活動に携わる市民の関心を醸成します。また、青少年を取り巻く環境に目を配りながら、飛行・犯罪の未然防止のための補導（愛のひと声）を行うとともに、事件・事故に巻き込まれないための見守りを実施してまいります。

「佐世保市徳育のまちづくり宣言」をよりどころとして、全市上げて「心豊かな人」「明るく住みよいまち」を創造していくために、佐世保市徳育推進会議との協働により青少年をはじめとした市民全体への啓発事業に取組み、思いやりの心や規範意識等の醸成といった徳育の推進を図っていく支援等を行うことにより、子ども達を健やかに育む地域の教育力の向上を図っていきます。

①青少年の育成

青少年の健全育成活動を行う団体への補助と研修会・意見交換会の共同開催

- ・「佐世保市青少年育成連盟」との連携

②徳育の推進

一徳運動を柱とした徳育に関する啓発に努め、官民協働による事業展開

③青少年非行防止の推進

全市的な巡回補導（愛のひと声）、環境浄化活動

3 生涯学習の充実

生涯学習の趣旨や機会に関する情報提供が十分でないことから、生涯学習に対する市民意識の高まりや学習成果の活用が活性化されていない状況にあり、また、スポーツ施設及びスポ

ーツ活動のサポートが十分には対応できていない状況にあることから、地区コミュニティセンターと図書館、少年科学館等の社会教育施設において、生涯学習情報や、市民ニーズ・地域課題の解決に応じた学習機会・場の提供を積極的に行い、また地域の関係団体と連携を図ることと学習活動の啓発、学習機会の提供に努め、市民の自己実現や地域の問題を解決する契機となる生涯学習に寄与していく。

(1) 生涯学習の充実

生涯学習の拠点の充実、多様な講座の実施による受講者の自己実現の支援。地区自治協議会等の地域団体と連携・協働しながら、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図る。

また、本市の国際色豊かな特性を生かし、グローバル人材の育成を目指して、「英語で交わるまちSASEBOプロジェクト」を構成する事業を展開する。

①英語シャワー事業

②生涯学習推進事業

③生涯学習支援事業

(2) 歴史文化の保存・活用・継承

郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承する。強度の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図る。

①文化財の調査・保護・活用事業

②世界遺産保存整備事業

③福井洞窟整備・発掘事業

④針尾送信所保存整備事業 など

(3) 生涯学習の環境整備

市民が自らの意思で生涯にわたり学び続けることのできる学習の「場」（地区コミュニティセンター、図書館、少年科学館）と「情報」（主催講座、体験活動、地域の社会教育活動等）の提供や周知を図る。

第5章 計画の進捗管理

「教育委員会の自己点検及び評価」により本計画の進捗を管理します。

平成18年12月の教育基本法改正を受け、教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築することを目的として、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（通称：地教行法）が改正されました。この改正により、各教育委員会は、「教育委員会の自己点検及び評価」として、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすため、以下のことを外部の地見を活用しながら点検・評価し、議会に報告するとともに、市民に公表することとなりました。

① 教育委員会の活動状況

教育委員の活動状況を評価するものです。

② 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が行う会議の内容を評価するものです。

③ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育長に委任されている事務（本書の第3章に記載している具体的な取組）を評価するものです。

本計画では、第1章に記載しているとおり、本市教育委員会が所管する施策を範囲としていますが、必要に応じて、他部局の施策についても言及しています。

※自己点検及び評価の内容につきましては、佐世保市ホームページをご覧ください。

資料編

用語の解説

No.	用語	解説